

令和2年改定版からの変更箇所を赤字にて記載。

【令和 7年6月6日時点版】

平成28年 9月 2日
改定 平成29年12月21日
改定 令和 2年12月23日
改定 令和 7年 月 日

とまり
**泊地域の緊急時対応
(全体版) (案)**

とまり
泊地域原子力防災協議会

目 次

1. はじめに	P.3
2. 泊地域の概要	P.5
3. 緊急事態における対応体制	P.10
4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応	P.24
5. PAZ内の全面緊急事態における対応	P.47
6. UPZ内における対応	P.58
7. 放射線防護資機材、物資、燃料の備蓄・供給体制	P.94
8. 緊急時モニタリングの実施体制	P.106
9. 原子力災害時の医療等の実施体制	P.115
10. 実動組織の支援体制	P.126

(注) 本資料の地図は、(C)2025ZENRIN(Z05E-第175号)を用いている。

1. はじめに

- ・この「泊地域の緊急時対応」は、内閣府が設置した泊地域原子力防災協議会において、北海道電力(株)泊発電所を対象とした原子力災害に関し、原子力災害対策重点区域を含む地方自治体や国等の緊急時における対応をとりまとめたもの。なお、当該緊急時対応を構成する各地域防災計画・防災業務計画は、災害対策基本法等に基づき、各主体が作成するものである。

泊地域原子力防災協議会の構成員

- ▶ 平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、平成27年3月20日に、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「**泊地域原子力防災協議会**」を設置することとし、泊地域においても「**泊地域原子力防災協議会**」が設置された。

泊地域原子力防災協議会の構成員・オブザーバーは、以下のとおりである。

構 成 員

内閣府政策統括官(原子力防災担当)
原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官
内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付危機管理審議官
内閣府大臣官房審議官(防災担当)
警察庁長官官房審議官
総務省大臣官房総括審議官
消防庁国民保護・防災部長
文部科学省大臣官房審議官(研究開発局担当)
厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官
農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官
経済産業省資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁総務部参事官(警備救難部担当)
環境省大臣官房審議官
防衛省大臣官房審議官
北海道副知事

オブザーバー

泊村
共和町
岩内町
神恵内村
寿都町
蘭越町
ニセコ町
俱知安町
積丹町
古平町
仁木町
余市町
赤井川村
北海道電力株式会社

- ※ 協議会の運営は、内閣府が行う。
※ 協議会に、構成員を補佐するため、作業部会を設置。

2. 泊地域の概要

泊発電所の概要

- 泊発電所は、北海道電力(株)が北海道古宇郡泊村に設置している原子力発電所である。
- 泊発電所は、平成元年6月に1号機の営業運転を開始。平成3年に2号機、平成21年に3号機の営業運転を開始している。

北海道電力(株)泊発電所について

(1) 所在地 北海道古宇郡泊村



(2) 概要

1号機 : 57.9万kW・PWR
2号機 : 57.9万kW・PWR
3号機 : 91.2万kW・PWR

(3) 着工／運転開始／経過年数 (令和7年●月現在)

1号機 : 昭和59年 8月／平成元年 6月／ 31年
2号機 : 昭和59年 8月／平成 3年 4月／ 29年
3号機 : 平成15年11月／平成21年12月／ 10年



※国土地理院タイル(白地図)をもとに内閣府(原子力防災担当)作成

原子力災害対策重点区域の概要

- ▶ 北海道地域防災計画では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所より概ね5kmを目安とするPAZ内、発電所より概ね5～30kmを目安とするUPZ内の対象地区名を明らかにしている。
 - ▶ 泊地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ内は泊村、共和町、岩内町の2町1村にまたがり、UPZ内は10町3村にまたがる。
泊村 とまりむら 共和町 きょうわちょう 岩内町 いわないちょう



<概ね5km圏内>

PAZ(予防的防護措置を準備する区域):

Precautionary Action Zone

⇒急速に進展する事故を想定し、放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域

2町1村(泊村、共和町、岩内町) 住民数:2,399人※

〈概ね5~30km圏内〉

UPZ(緊急防護措置を準備する区域):

Urgent Protective Action Planning Zone

⇒事故の進展に応じて、屋内退避や段階的な避難等の緊急防護措置を準備する区域

10町3村(泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、

らんこしちょう ちょう くっちゃん ちょう しゃこたん ちょう
蘭越町、ニヤコ町、俱知安町、積丹町、

ふるひらちょう にきちょう よいちょう あかいがわむら
古平町 仁木町 余市町 赤井川村

百十町、庄木町、东市町、赤井川村
分画数

住民数:66,778人

※人口:令和7年4月1日現在

原子力災害対策重点区域周辺の人口分布

▶ PAZ内人口は2,399人、UPZ内人口は66,778人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で69,177人。

関係町村名	PAZ内 (概ね5km圏内)		UPZ内 (概ね5~30km圏内)		合 計	
泊村	1,158人	687世帯	262人	155世帯	1,420人	842世帯
共和町	1,241人	636世帯	4,141人	2,136世帯	5,382人	2,772世帯
岩内町	0人	0世帯	10,918人	6,387世帯	10,918人	6,387世帯
神恵内村			730人	441世帯	730人	441世帯
寿都町			271人	198世帯	271人	198世帯
蘭越町			4,222人	2,252世帯	4,222人	2,252世帯
ニセコ町			5,188人	2,917世帯	5,188人	2,917世帯
俱知安町			15,474人	9,338世帯	15,474人	9,338世帯
積丹町			1,696人	984世帯	1,696人	984世帯
古平町			2,564人	1,609世帯	2,564人	1,609世帯
仁木町			3,043人	1,702世帯	3,043人	1,702世帯
余市町			16,829人	9,450世帯	16,829人	9,450世帯
赤井川村			1,440人	998世帯	1,440人	998世帯
合 計	2,399人	1,323世帯	66,778人	38,567世帯	69,177人	39,890世帯

※人口：令和7年4月1日現在

昼間流入出人口（就労者等）の状況

- 令和2年国勢調査によると、泊村、共和町及び岩内町全体での他市町村からの昼間流入人口は、約2,800人。
- また、令和3年経済センサスによると、泊村、共和町、岩内町内に995事業所、約7,600人が就労。
- 就労者の多くは、自家用車又は民間企業が運行するバスを通勤手段としている。

	道内他市町村からの流入人口	道内他市町村への流出人口	差引増△減
泊村	1,141人	202人	939人
共和町	857人	1,228人	△371人
岩内町	838人	1,586人	△748人

出典：令和2年国勢調査従業地・通学地集計 従業地・通学地による人口・就業状態等集計（総務省統計局）

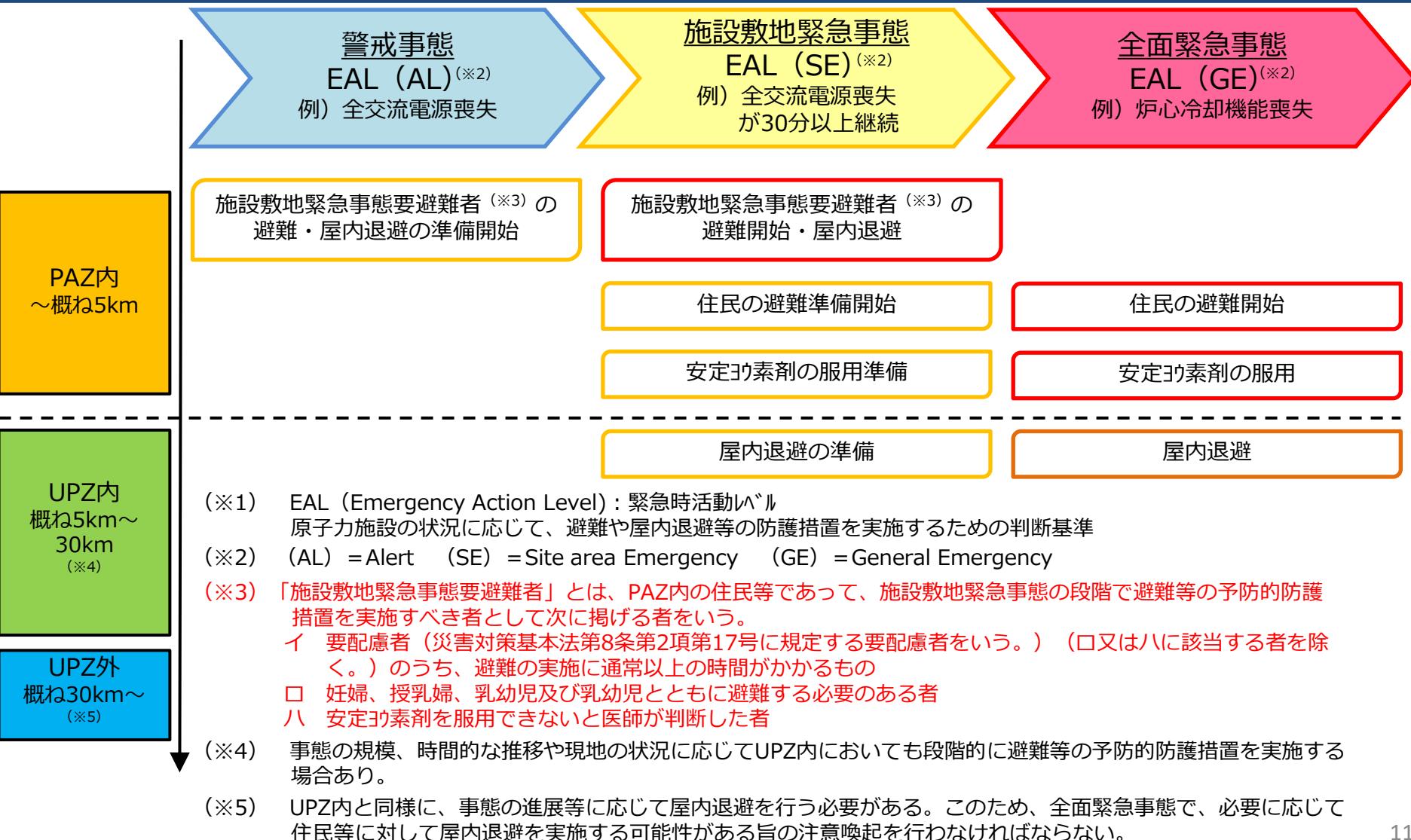
PAZ及びUPZ内対象町村	事業所数	従業者数
泊村	102	1,703人
共和町	208	1,553人
岩内町	685	4,357人
合計	995	7,613人

出典：令和3年経済センサス－活動調査 町丁・大字別集計（総務省・経済産業省）

3. 緊急事態における対応体制

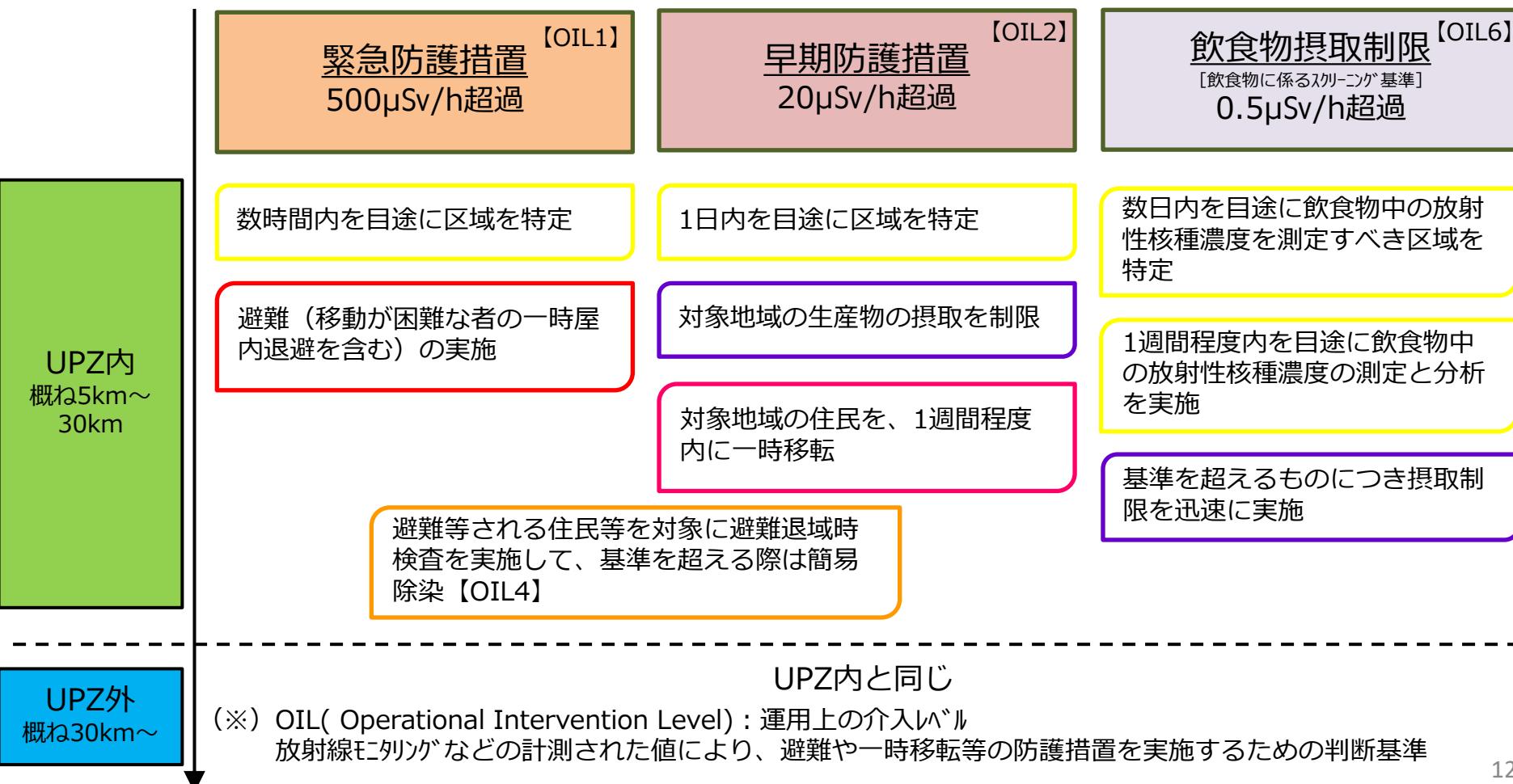
原子力災害対策指針が定める緊急事態の防護措置（緊急時活動レベル：EAL^(※1)）

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



原子力災害対策指針が定める緊急事態の防護措置（運用上の介入レベル：OIL（※））

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。



北海道及び関係町村の対応体制

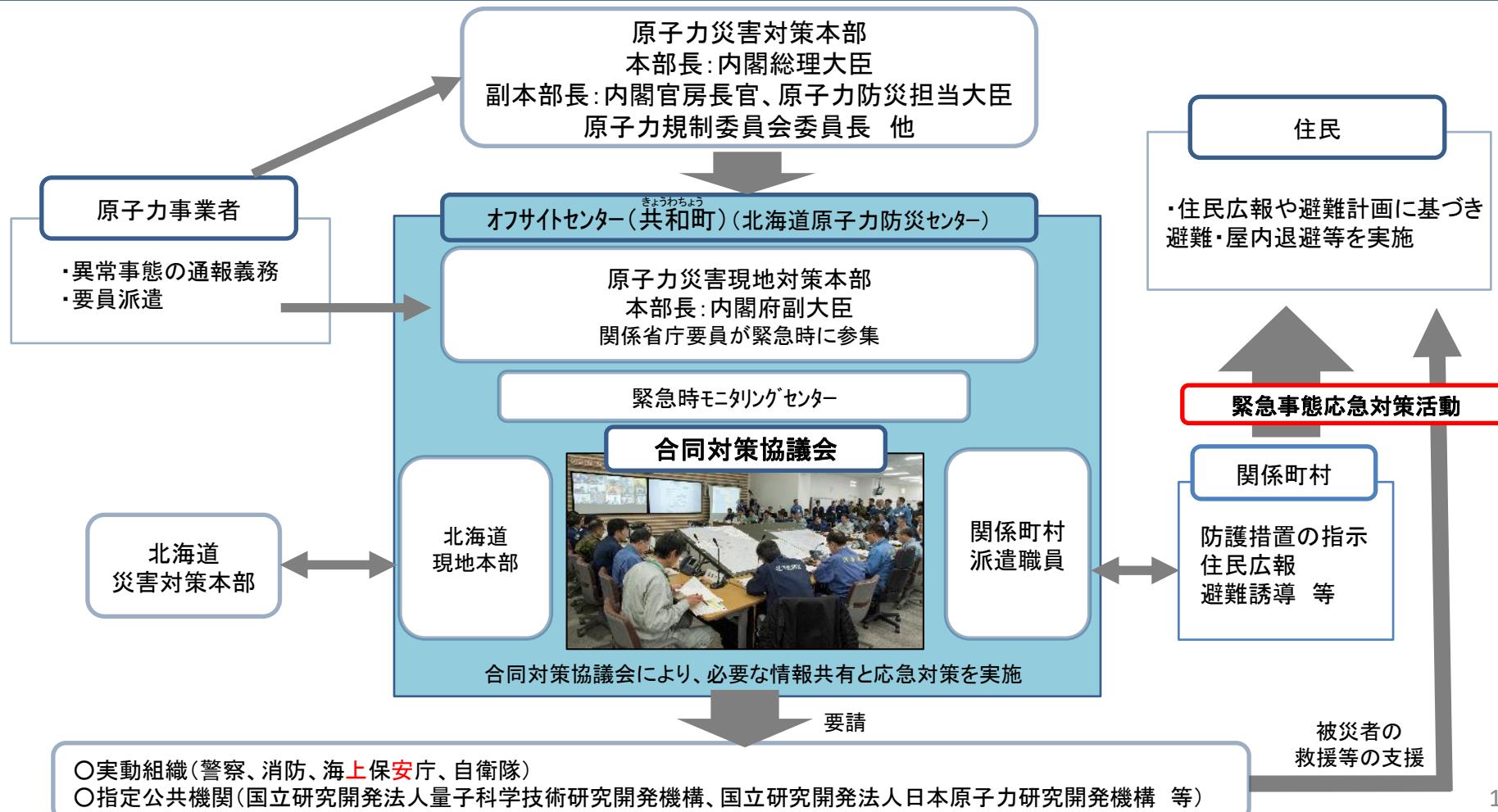
- ▶ 北海道及び関係町村は、警戒事態で警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で、災害対策本部に移行。
- ▶ 警戒本部では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、PAZ内における施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始。



国の対応体制

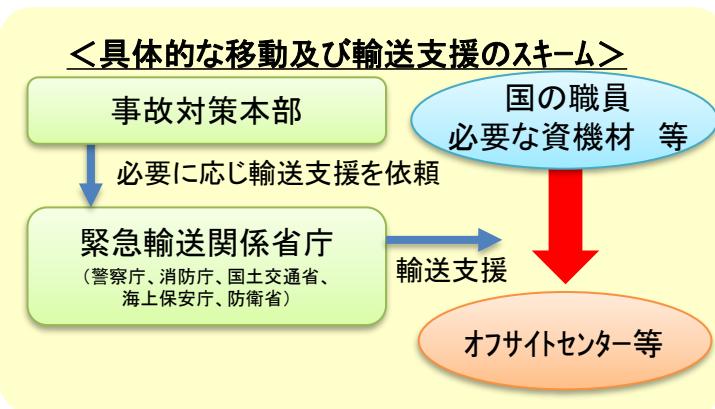
となりむら

- 泊村において震度5弱以上の地震の発生を認知した場合(警戒事態の前段階から)、原子力規制庁及び内閣府(原子力防災担当)の職員が参集し、オフサイトセンター(OFC)(北海道原子力防災センター)及び原子力規制庁緊急時対応センター(ERC)に原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室を立ち上げ、情報収集活動を開始。
- 警戒事態に至った場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を設置し、現地への要員搬送や緊急時モニタリングの準備を開始。
- 施設敷地緊急事態に至った場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置及び関係省庁事故対策連絡会議を開催し対応。また、内閣府副大臣及び国の職員を現地オフサイトセンター等へ派遣するとともに緊急時モニタリングセンター(EMC)を設置。
- 全面緊急事態に至った場合、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、道・町村等のメンバーからなる合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応。



国の職員・資機材等の緊急搬送

- 施設敷地緊急事態発生の通報後、あらかじめ定められた100人程度の国の職員等をオフサイトセンター及び北海道庁に派遣。併せて必要な資機材の緊急搬送を実施。
- その後、状況に応じて追加要員及び資機材の緊急搬送を実施。



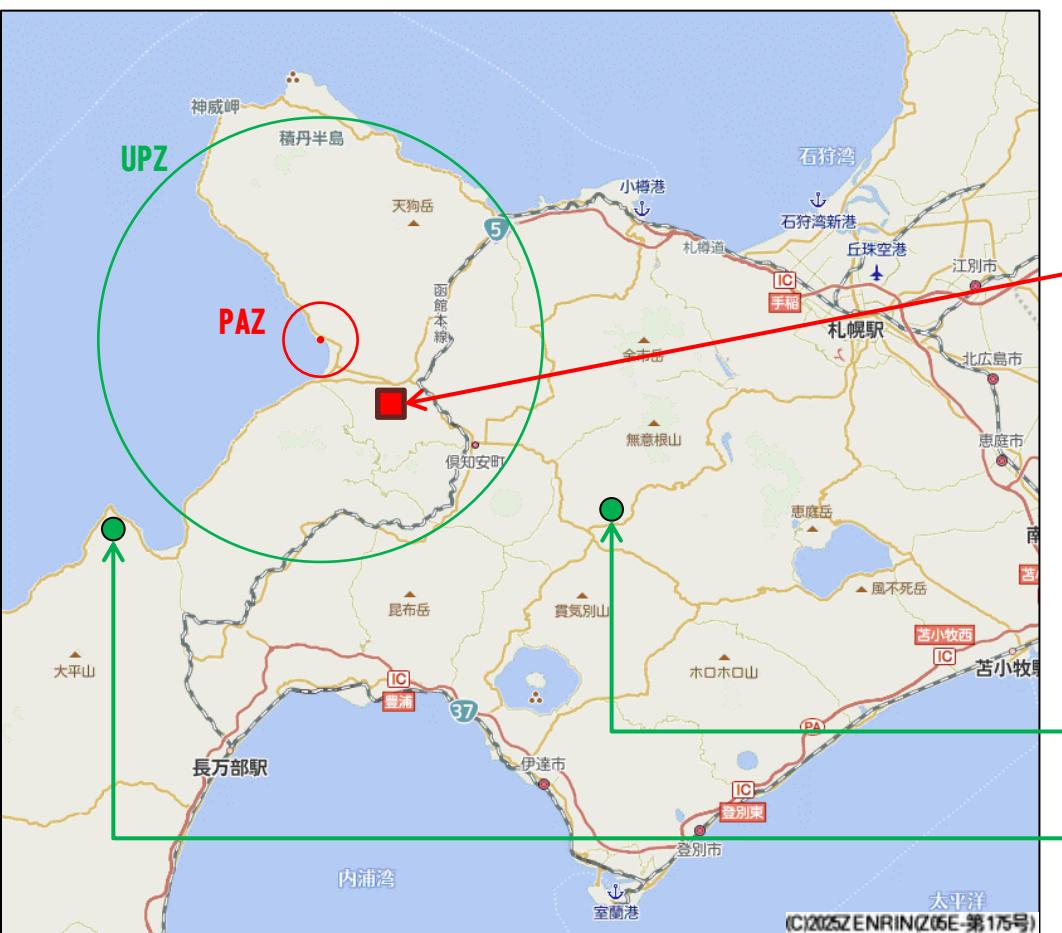
オフサイトセンターへの派遣(自衛隊、警察による輸送支援の一例)

環境省・内閣府～入間基地～千歳基地～オフサイトセンター
(環境省・内閣府～入間基地～丘珠駐屯地～オフサイトセンター)

①環境省・内閣府～入間基地
輸送車両の先導
(警察) 約1時間

オフサイトセンターの放射線防護対策・電源対策

- オフサイトセンターは、免震構造、鉄筋コンクリート造3階建ての構造になっている。
- 放射線防護対策
 - ・放射性物質除去フィルター・換気設備・除染設備を整備済み。
- 電源対策
 - ・無停電電源装置、自家用発電機を設置(7日間分の電源を確保)。自家用発電機の燃料不足時には、電源車用電源受け口より、北海道電力が用意する電源車で継続して電源を供給。



きょうわちょう
オフサイトセンター（共和町）
(北海道原子力防災センター)
発電所からの距離約10km

仮にオフサイトセンターが機能不全に陥った場合でも、代替オフサイトセンターに移動し、対応可能

きもべつちょう
○喜茂別町農村環境改善センター（喜茂別町）：約43km
(自家用発電機により、3日間稼働可)

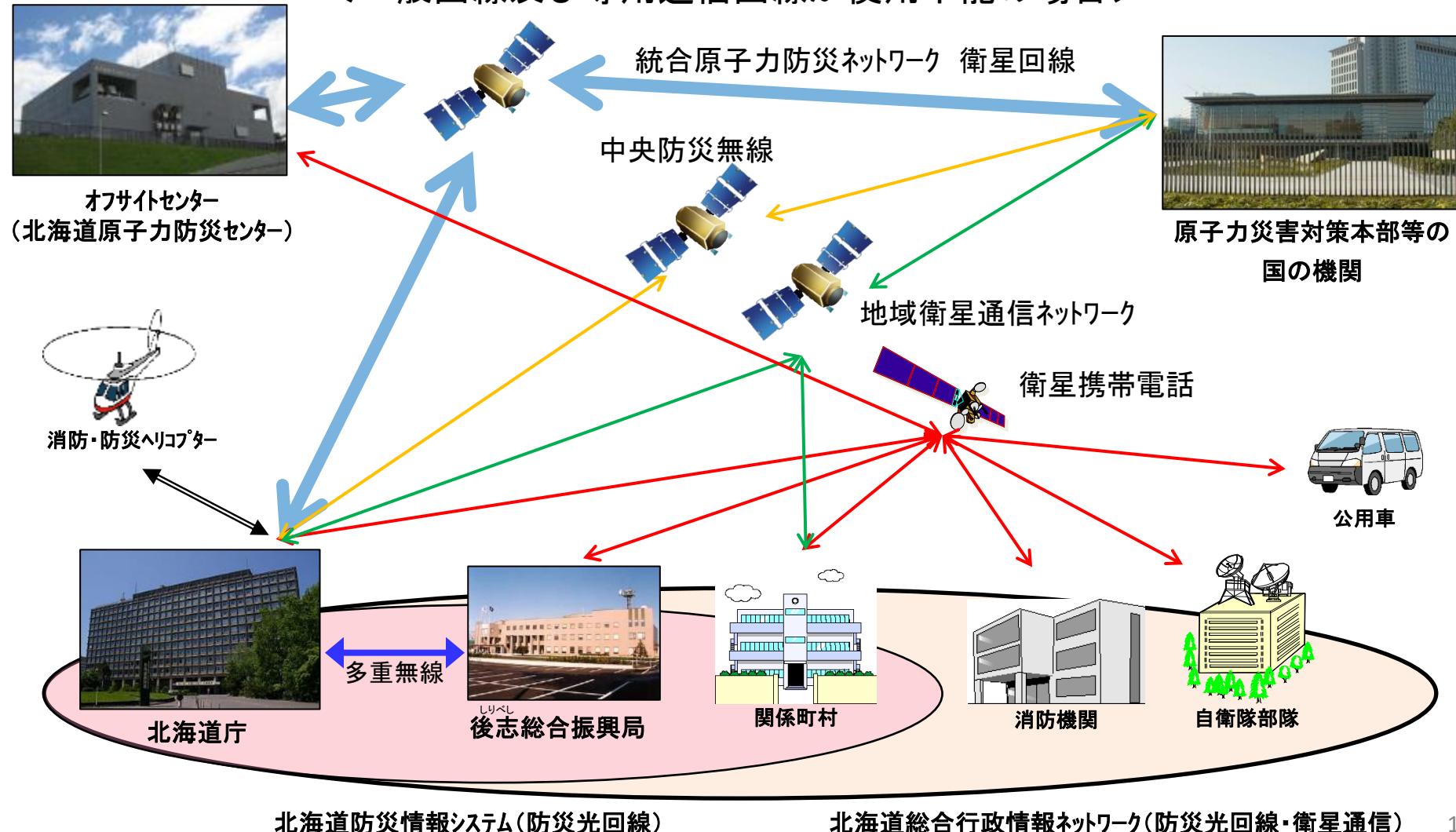
すつちょう
○寿都町総合文化センター（寿都町）：約36km
(自家用発電機により、3日間稼働可)

すつちょう
※距離はいずれも発電所からの直線距離

連絡体制の確保

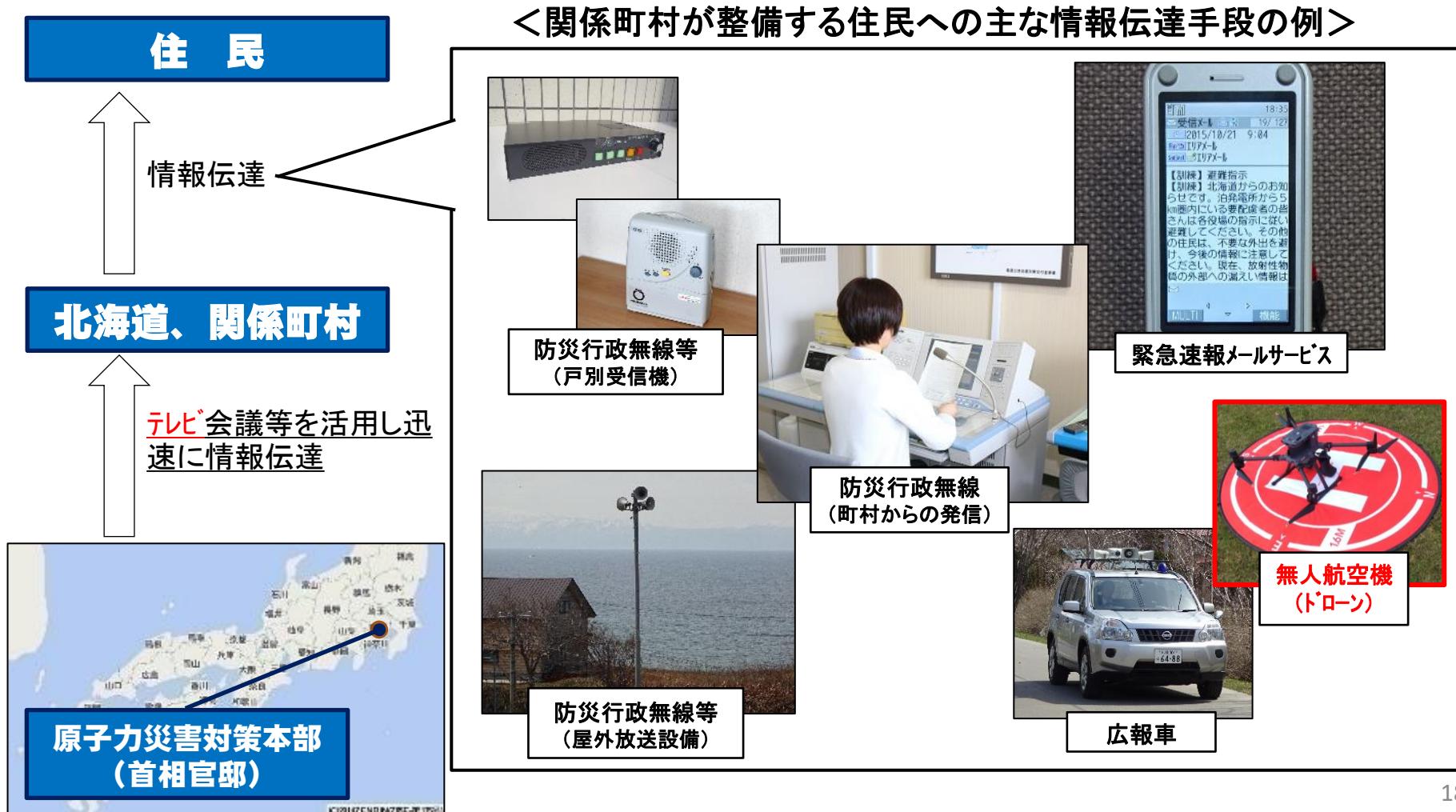
- 一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されている**テレビ**会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って、連絡体制を確保。
- その他、中央防災無線、衛星携帯電話等を使用し、連絡体制を確保。

＜一般回線及び専用通信回線が使用不能の場合＞



住民への情報伝達体制

- 防護措置(避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、原子力災害対策本部等から、北海道及び関係町村に、その内容を**テレビ会議等**を活用し迅速に情報提供。
- 北海道は、インターネット上の偽情報・誤情報の流通・拡散の状況を把握しつつ、必要に応じて住民等が適格な情報を入手するための注意喚起を実施。
- 関係町村は、防災行政無線、広報車、**無人航空機(ドローン)**、有線放送(緊急告知放送)、防災FM、緊急速報メールサービス等を活用し、住民へ情報を伝達。



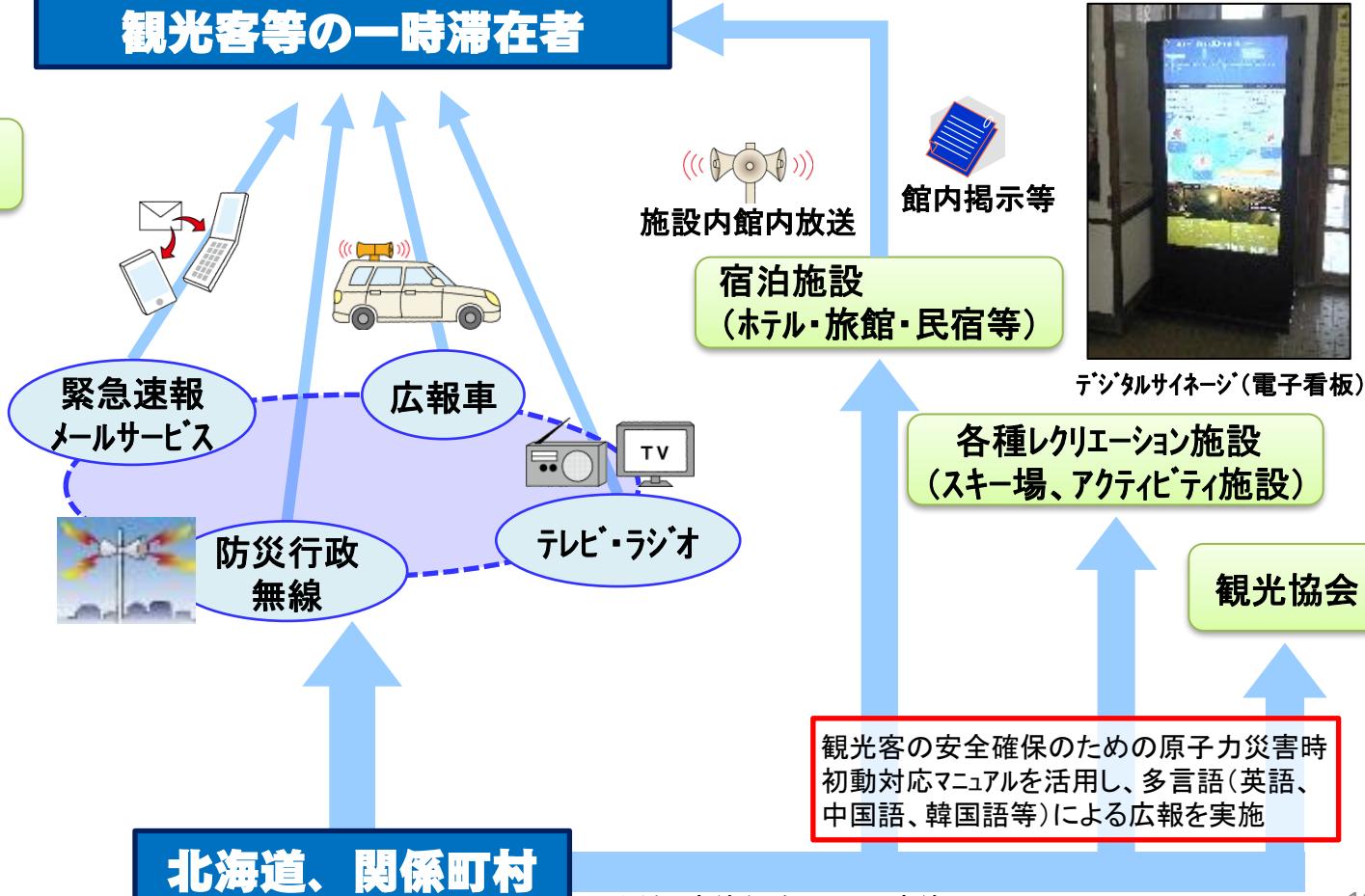
観光客等一時滞在者への情報伝達体制

- 防護措置(避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、原子力災害対策本部等から、北海道及び関係町村に、その内容を**テレビ**会議等を活用し迅速に情報提供。
- 北海道及び関係町村は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス等を活用し、多言語により観光客等の一時滞在者に情報を伝達。各種レクリエーション施設、観光協会、宿泊施設では、北海道が作成した「観光客の安全確保のための原子力災害時初動対応マニュアル」を活用し、多言語により一時滞在者に情報を伝達。
- 更に、北海道は、北海道庁等に「観光客緊急サポートステーション」を開設し、一時滞在者の帰宅、帰国支援を実施。



観光客緊急サポートステーション
(北海道庁等)

観光客等の一時滞在者



緊急速報メールサービス(イメージ)

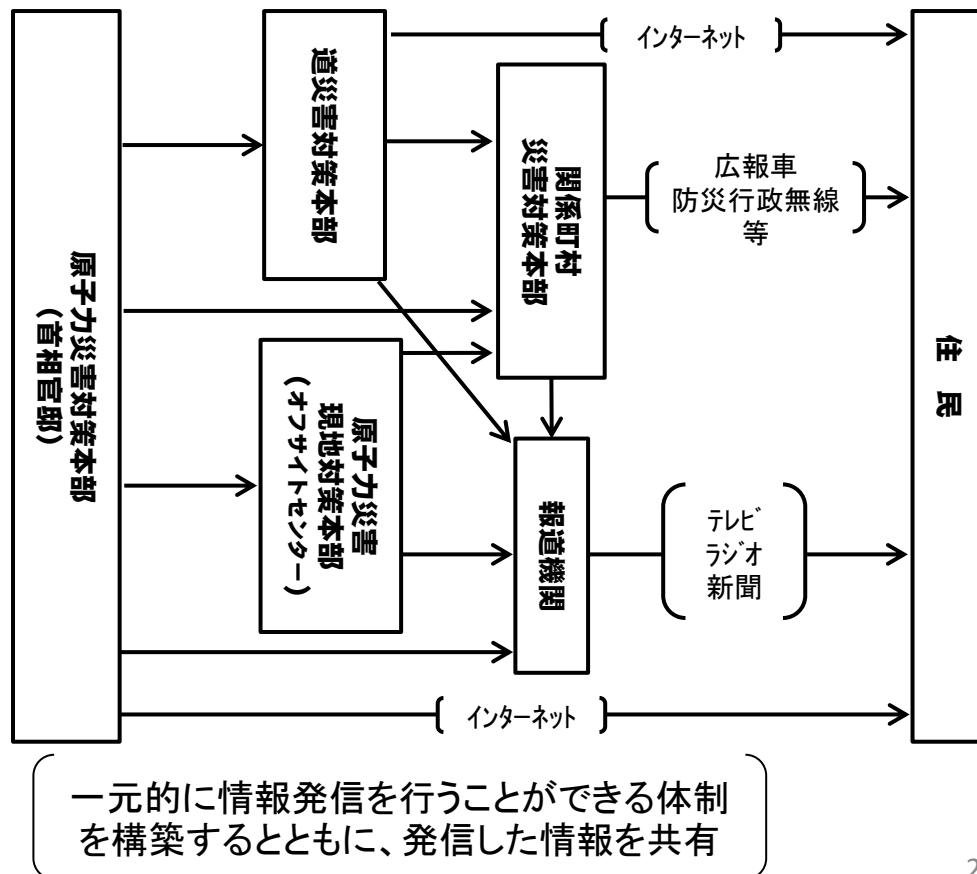
国の広報体制

- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸(内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明)において実施。
- 現地での記者会見については、オフサイトセンターにおいて実施。
- 必要に応じ、在京外交団等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて各国政府等にも情報提供。

【主な広報事項】

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域及び屋内退避区域

【情報発信のイメージ】



国、北海道及び関係町村等による住民相談窓口の設置

国における対応

- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、指定公共機関[国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構]等は、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- オフサイトセンターでは、北海道及び関係町村の問合せ対応を支援。

北海道及び関係町村における対応

- 北海道及び関係町村は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口(心身の健康相談)等を設置。

原子力事業者（北海道電力）における対応

- 原子力事業者(北海道電力)は、原子力災害発生時、直ちに本店内に相談窓口を設置し、住民からの問合せに対応。また、損害賠償請求への対応として、申出窓口を設置し、各種損害賠償の受付や請求者との協議等、適切に対応。

住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ①事故の発生日時及び概要 | ⑤住民等がとるべき行動 |
| ②事故の状況と今後の予測 | ⑥避難対象区域及び屋内退避区域 |
| ③原子力発電所における対応状況 | ⑦被災企業等への援助・助成措置 |
| ④行政機関の対応状況 | |



複合災害時の避難に係る基本的な考え方（新規）

1. 複合災害により避難経路が不通となった場合に備え、あらかじめ複数の避難経路を設定するなどの対策をとることとしている。
2. 仮に、複合災害により陸路が制限される場合には、避難経路確保に着手しつつ、海路避難や空路避難、屋内退避を継続するなど、状況に応じた多様な対応を行うことで、住民の安全確保に全力を尽くす。
3. さらに、不測の事態が生じた場合には、国や関係自治体からの要請により、実動組織が住民避難の支援を実施する。

複合災害時における対応体制（新規）

- 自然災害と原子力災害の複合災害が発生した場合は、自然災害に対応する「緊急災害対策本部」等と原子力災害に対応する「原子力災害対策本部」の両本部が一元的に情報収集、意思決定、指示・調整を行う連携体制を整え、複合災害発生時の体制を強化。
- 原子力災害時の避難経路の確保において、フィルタベントにより放射性物質の放出が予定されていて国が注意喚起を行うなど放射性物質の放出のおそれなどにより、道路管理者や民間事業者による道路啓開等が困難となった場合は、実動組織（警察組織・消防組織・自衛隊）に対して、各機関の役割や特長を踏まえ調整の上、人命救助のための通行不能道路の啓開作業、避難に係る支援（交通規制等）を必要に応じて要請する（P131参照）。

原子力災害対策本部

（対象：原子力災害、メンバー：総理大臣・全閣僚・原子力規制委員会委員長）

緊急（非常、特定）災害対策本部

（対象：自然災害、メンバー：総理大臣・全閣僚）

本部 会議

- 両本部による合同会議の開催

意思決定の一元化

事務局 (現地組織含む)

原子力規制庁ERC等

- 原発事故の鎮圧
- 放射線モニタリング
- 原発周辺住民への避難等に関する調整

情報収集の一元化

内閣府庁舎等

- 地震等による被災状況の把握
- 被災者の救助
- 避難住民への支援

現場活動

指示・調整の一元化

- 両本部から実動組織等への指示・調整の一元化
- 救助・救難活動や被災者支援の一元化

実動組織等

4. PAZ内の施設敷地緊急事態 における対応

<対応のポイント>

1. PAZ内小・中学校、保育所、幼稚園の児童等について、移動手段を確保し、避難を開始すること。
2. PAZ内の社会福祉施設の入所者を、あらかじめ定められた避難先へ移送又は輸送等の避難準備が整うまで自施設(放射線防護対策施設)内で屋内退避すること。
3. 在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先又は輸送等の避難準備が整うまで近傍の放射線防護対策施設へ輸送すること。
4. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、バス集合場所、一時滞在場所、避難先の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

北海道及び泊村、共和町における初動対応

- ▶ 北海道は、警戒事態が発生した段階で、北海道庁に警戒本部を設置し、要員約80人が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態で、災害対策本部を設置。
- ▶ 泊村及び共和町は、警戒事態が発生した段階で、両役場に警戒本部を設置し、全職員（泊村約70人、共和町約100人）が参集。施設敷地緊急事態で、災害対策本部を設置。
- ▶ 警戒事態が発生した段階で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、北海道、泊村及び共和町は、バス集合場所、小・中学校、保育所、幼稚園、社会福祉施設に避難用車両等の手配を開始するとともに、避難誘導責任者を各バス集合場所に速やかに配置し、バス集合場所の開設準備を開始。
- ▶ 泊村及び共和町は、各集落の消防団と情報共有を図り、地域コミュニティと一体となった避難誘導体制を構築。



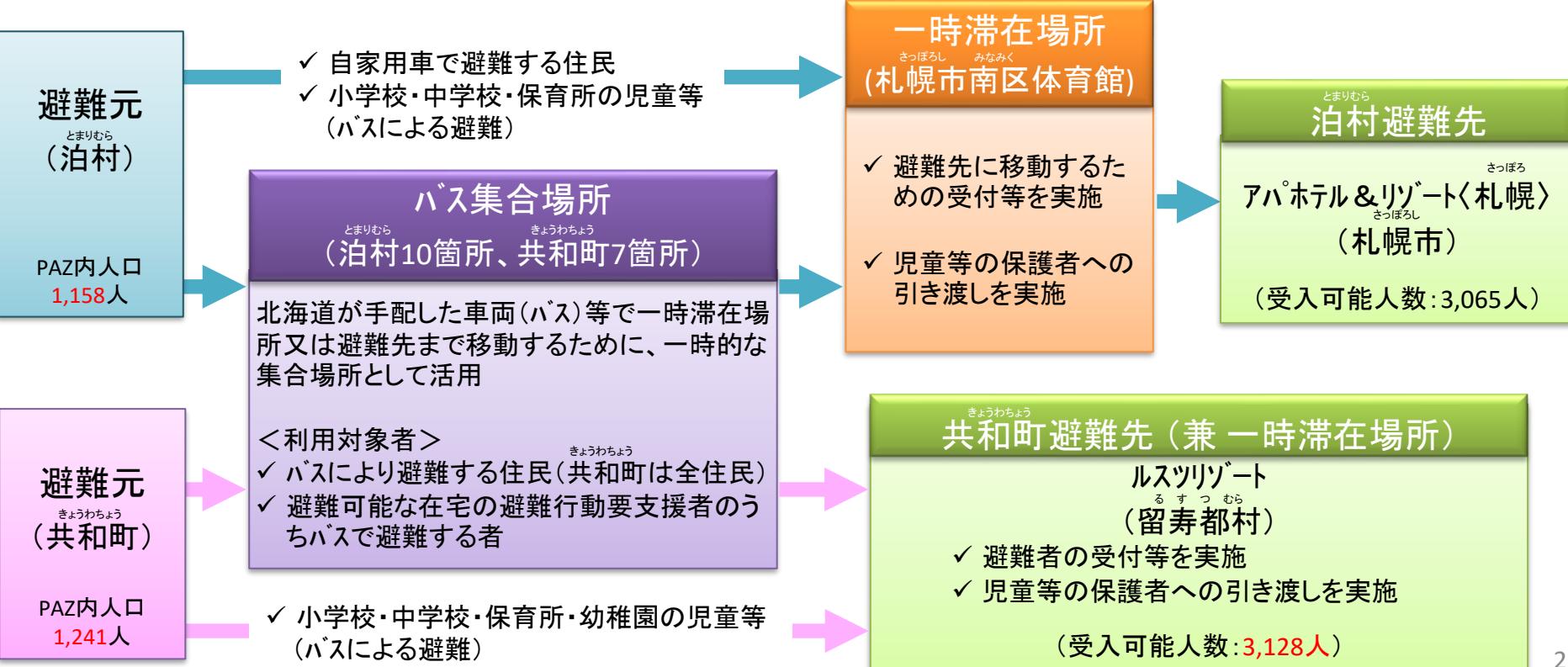
住民への情報伝達

- 泊村は、有線放送(緊急告知放送)、緊急速報メールサービス、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。共和町は、防災行政無線、緊急速報メールサービス、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 各バス集合場所に派遣された泊村及び共和町の職員は、衛星携帯電話や移動系防災行政無線等により、泊村及び共和町と情報を共有。
- 消防団や住民自治組織(地域会・町内会)は、住民の避難等の状況を確認し、各バス集合場所に派遣された泊村及び共和町の職員と避難者の状況や避難誘導体制等の情報を共有。
- 小・中学校、保育所、幼稚園、社会福祉施設への情報伝達は、泊村及び共和町から実施。



PAZ内における避難体制

- とまりむら きょうわちょう
泊村及び共和町は住民広報、バス集合場所の開設を行い、北海道は北海道バス協会に
住民避難用バスの準備要請を行う。また、北海道、泊村及び共和町は一時滞在場所の開設準備要請を行うとともに、
泊村及び共和町は職員を一時滞在場所に派遣する。一方、施設敷地緊急事態要避難者は、避難準備等を行う。
- とまりむら きょうわちょう
施設敷地緊急事態になった場合、泊村及び共和町は、住民へ避難準備の周知を行う。一方、施設敷地緊急事態要
避難者は、支援者が同行することで避難可能な者等はあらかじめ定められた一時滞在場所又は避難先へ避難を開始する。
なお、避難の実施により健康リスクが高まる者は輸送等の避難準備が整うまで屋内退避を実施する。
- とまりむら きょうわちょう
全面緊急事態になった場合、泊村及び共和町は住民に避難を指示。自家用車で避難する住民は一時滞在場所を
経由して避難先へ移動する。バスにより避難する住民(共和町は全住民)は、バス集合場所に集合し、その後、一時滞
在場所を経由して避難先へ移動する。

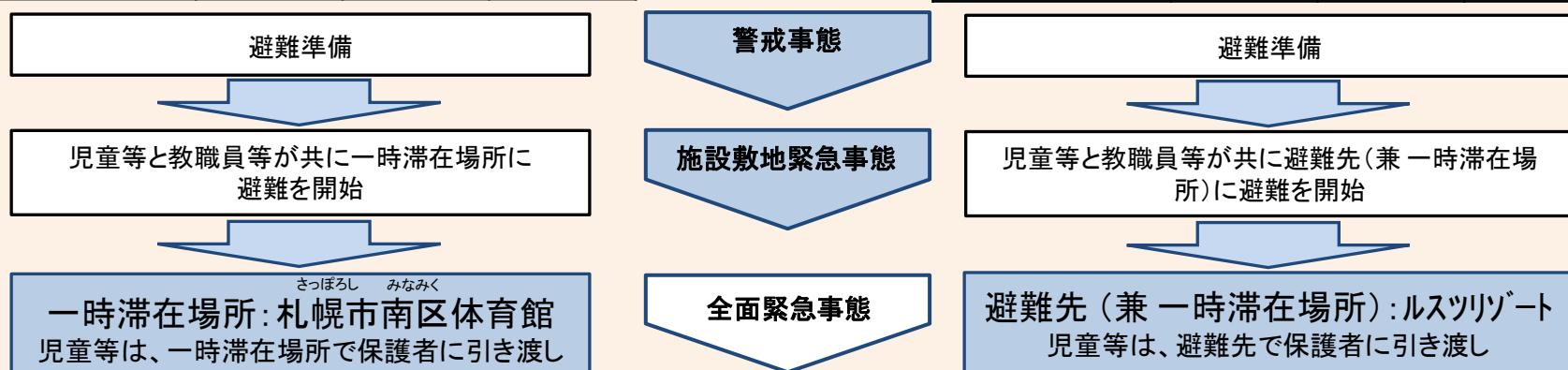


PAZ内の学校・保育所・幼稚園の避難

- PAZ内の小中学校の児童等(4施設、**166人**)及び保育所・幼稚園の幼児(2施設、**83人**)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、教職員等とともに一時滞在場所又は避難先に移動。その後、児童等の保護者への引き渡しを実施。
- 全ての学校・保育所・幼稚園において個別避難計画を策定済。

泊村			
施設名	人数		
	児童等	教職員等	合計
泊小学校※1	50人	15人	65人
泊中学校	22人	13人	35人
とまり保育所	33人	9人	42人
合 計	105人	37人	142人

共和町			
施設名	人数		
	児童等	教職員等	合計
北辰小学校	65人	13人	78人
共和中学校※2	29人	3人	32人
はまなす幼児センター	50人	16人	66人
合 計	144人	32人	176人



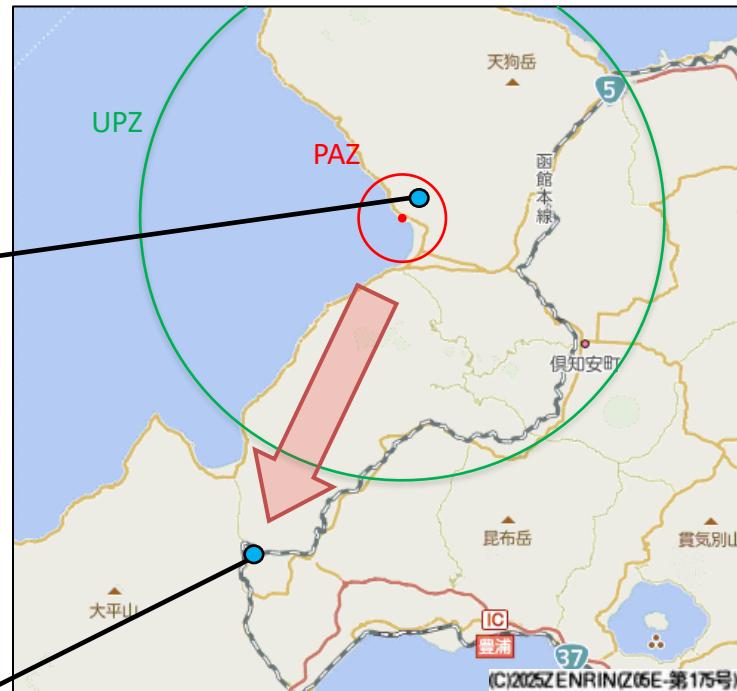
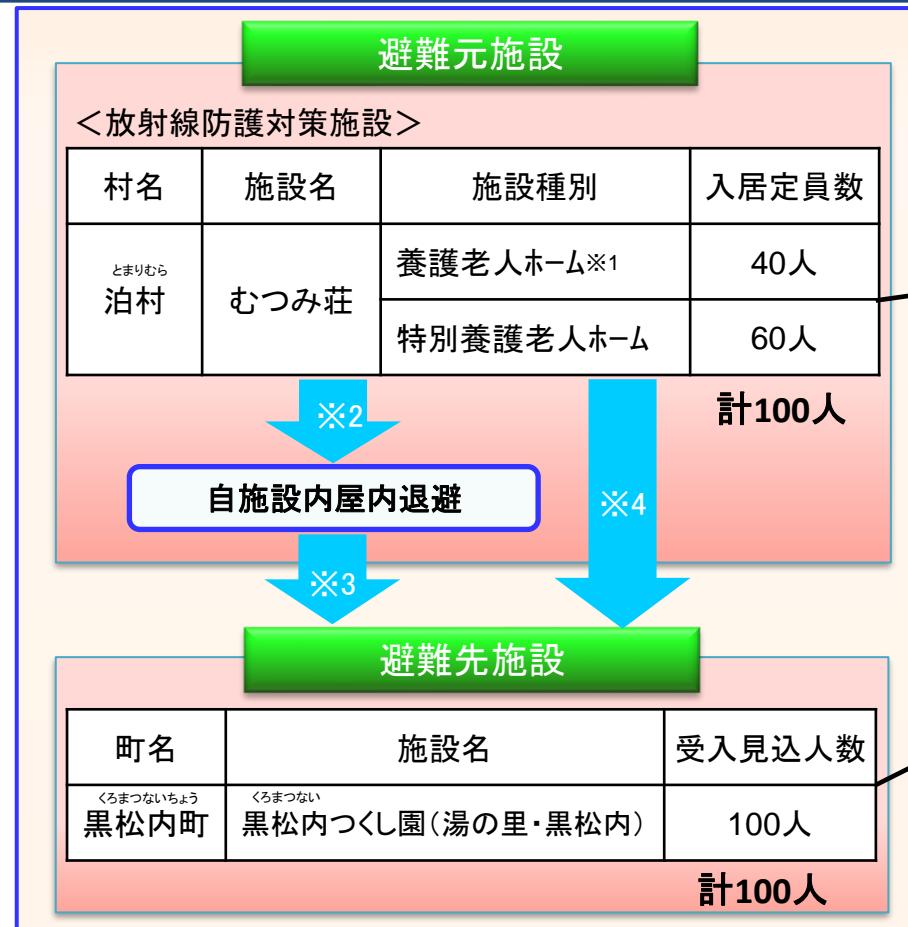
※1: 泊小学校はUPZ内に所在するが、PAZ内に自宅が所在する児童がいることから施設敷地緊急事態で避難を開始。

※2: 共和中学校はUPZ内に所在するが、全生徒(128人)のうち、PAZ内に自宅が所在する生徒(29人)及び生徒に随行する教職員等(3人)については、施設敷地緊急事態で避難を開始。なお、UPZ内に自宅が所在する生徒(99人)は、施設敷地緊急事態で帰宅を実施。

※3: 児童等の人数については、令和7年4月1日現在。

PAZ内の社会福祉施設の避難

- PAZ内の社会福祉施設(泊村の2施設100人)は、個別避難計画を策定済であり、UPZ外の黒松内町にある施設を避難先として確保。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策が講じられたむつみ荘(自施設内)において、輸送等の避難準備が整うまで屋内退避を実施。その他の入居者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、北海道が受入先を調整。



※1 短期入居者10人を含む

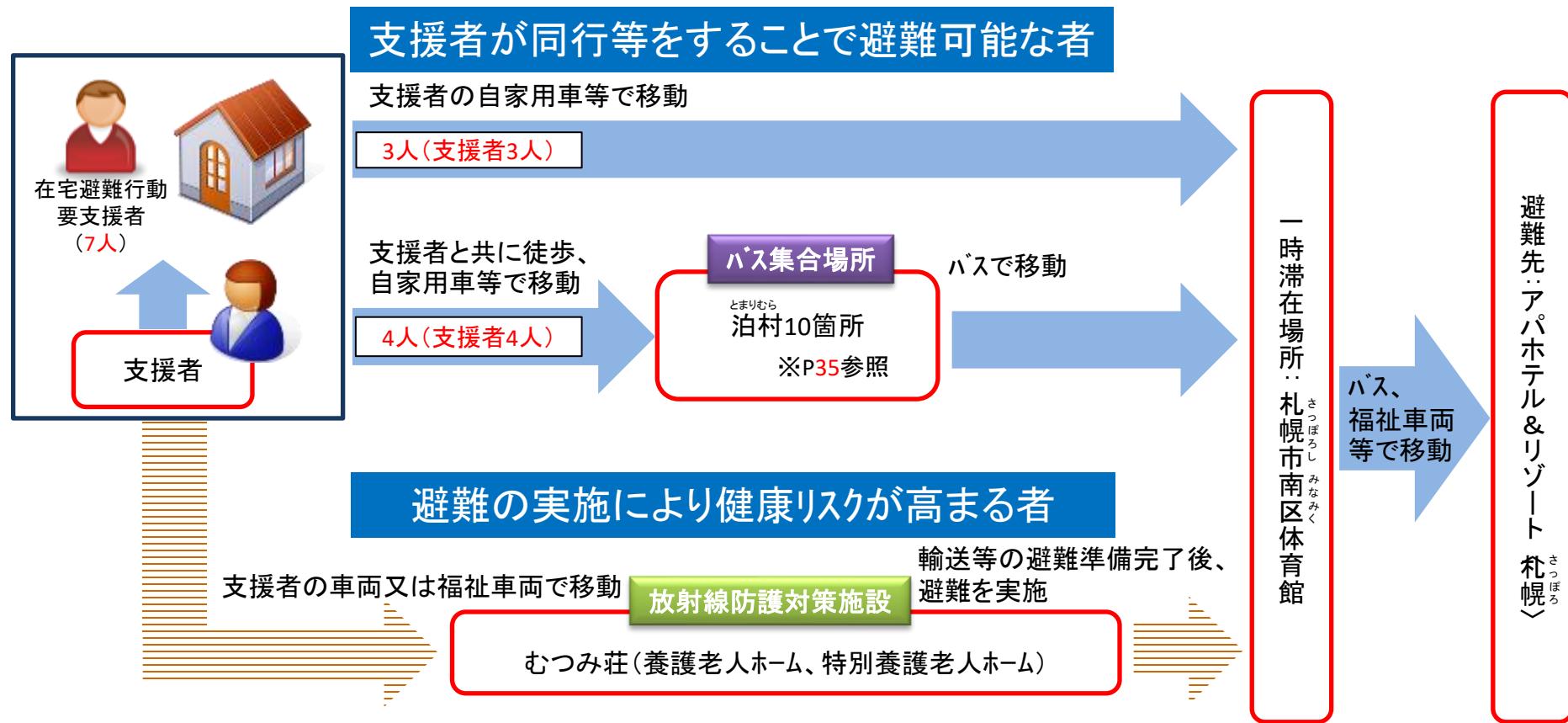
※2 避難の実施により健康リスクが高まる者は自施設内で屋内退避

※3 輸送等の避難準備完了後、あらかじめ定められた避難先施設へ避難

※4 その他の入居者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難

泊村におけるPAZ内の在宅の避難行動要支援者の避難

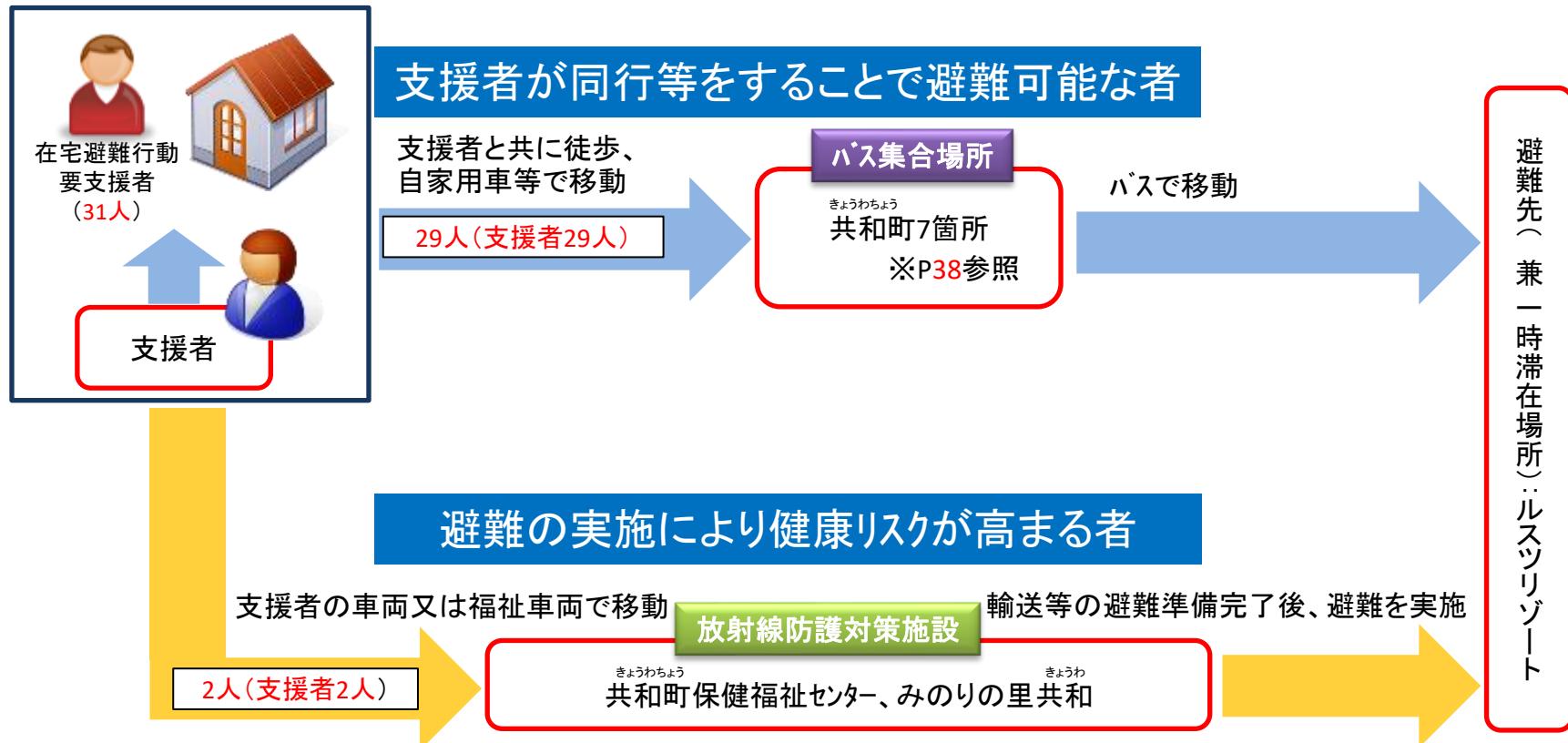
- 在宅の避難行動要支援者**7人**全員に支援者がいることを確認。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両又はバスで避難先へ移動。
- 避難の実施により健康リスクが高まると判断される場合は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の放射線防護対策施設へ移動。輸送等の避難準備完了後、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。



※ 避難行動要支援者の数は令和**7**年4月1日現在。

きょうわちょう 共和町におけるPAZ内の在宅の避難行動要支援者の避難

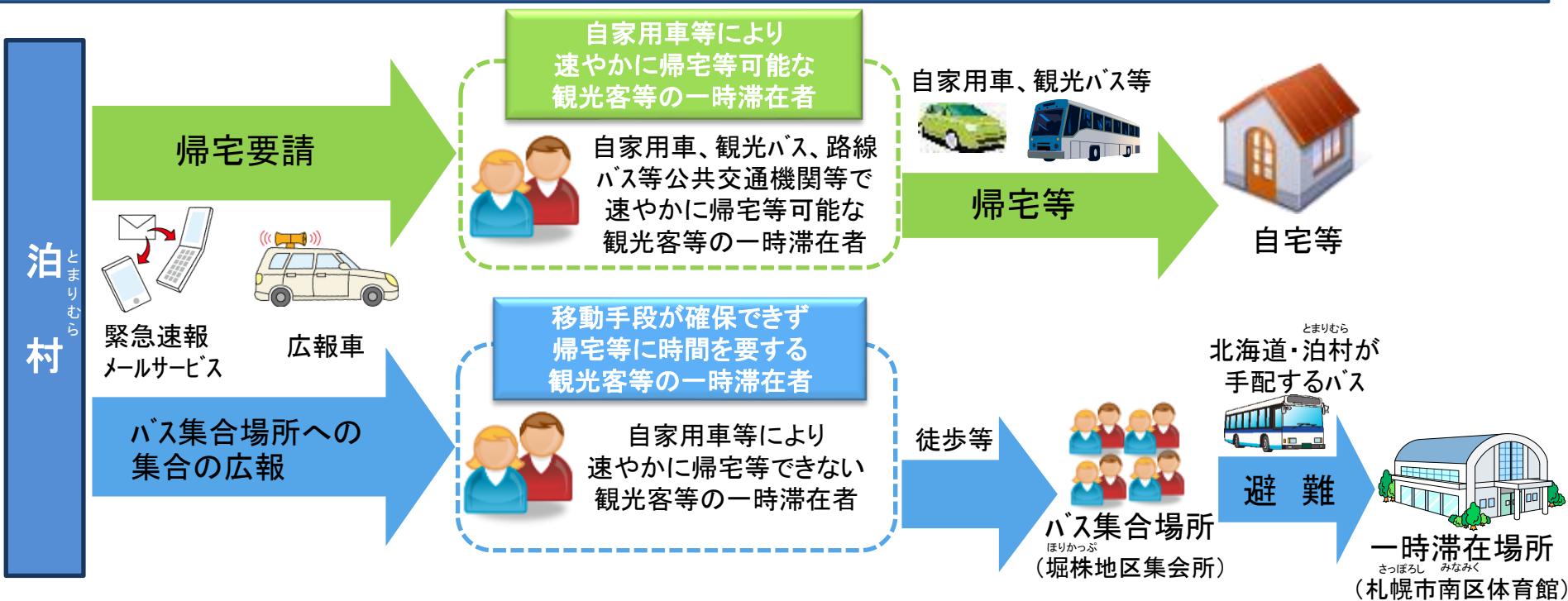
- 在宅の避難行動要支援者31人全員に支援者がいることを確認。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者と共にバス集合場所に移動し、バスで避難先へ移動。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の放射線防護対策施設へ移動。輸送等の避難準備完了後、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。



※ 避難行動要支援者の数は令和7年4月1日現在。

PAZ内の観光客等の一時滞在者の避難等

- 観光客等の一時滞在者については、施設敷地緊急事態において、帰宅等を要請。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な観光客等の一時滞在者は、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 自家用車等により速やかに帰宅等ができない観光客等の一時滞在者については、広報車によりバス集合場所を周知し、バス集合場所からバス避難を実施。とまりむら きょうわちょう いわいのいちょう
- 各民間企業は、施設敷地緊急事態において、泊村、共和町、岩内町の要請により従業員の帰宅を実施。



<PAZ内の観光施設の状況>

町村名	施設名	観光客数
泊村 <small>とまりむら</small>	とまりん館	240人程度

※観光客数については、令和7年4月1日現在のPAZ内における入場ピーク時（8月）での1日当たりの入込及び宿泊数を基に算定

泊村において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

- ▶ 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数323人について、バス11台、福祉車両16台（ストレッチャー仕様5台、車椅子仕様11台）。

	想定対象 人数	必要車両台数※1			備 考
		バス※2	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等 の避難	142人 (児童等105人+ 教職員等37人) (3箇所)	5台 (40人乗3台) (30人乗2台)	0台	0台	【資料P28】
社会福祉施設の入所 者等の避難	149人 (入居者100人+ 職員49人) (1箇所2施設)	4台 (40人乗) (入所者74人+ 職員33人)	5台 (1人乗) (入所者5人+ 職員5人)	11台 (1人乗1台) (2人乗10台) (入所者21人+ 職員11人)	【資料P29】
在宅の避難行動要支 援者等の避難	8人 (要支援者4人+ 支援者4人)	1台 (30人乗) (要支援者4人+ 支援者4人)	0台	0台	【資料P30】
観光客等の一時滞在 者の避難	24人	1台	0台	0台	バス1台当たり40人程度の乗車を想定。 1日あたりの観光施設の入場見込み 人数240人程度のうち、約9割が自家用車や観光バスで来場する想定で、 その1割を想定対象人数として算入。 【資料P32】
合 計	323人	11台	5台	11台	

※1 数字は現段階で泊村が把握している暫定値

※2 バスは、2種類の乗車人数(30人乗り及び40人乗り)により想定

泊村における施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

- 施設敷地緊急事態発生時には、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者、教育機関等の避難のために、泊村及び北海道電力が配備する車両のほか、北海道の要請に基づき、北海道バス協会が調整・確保する車両により、必要車両台数を確保。
- 北海道及び北海道バス協会は、「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」に基づき住民避難用バスを確保。

	確保車両台数			備 考
	バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数	11台	5台	11台	
(B) 確保車両台数	計11台以上	計5台以上	計11台以上	
確保先	泊村	3台	2台	1台 各種車両の1台あたりの乗車人数 【バス】40人乗り(3台) 【福祉車両(ストレッチャー仕様)】ストレッチャー1人乗り 【福祉車両(車椅子仕様)】車椅子1人乗り
	北海道バス協会	8台以上	—	— PAZ・UPZ町村が所在する後志地域のバス会社が 保有する車両総数1,178台
	北海道電力	—	3台以上	10台以上 各種車両の1台あたりの乗車人数 【福祉車両(ストレッチャー仕様)】ストレッチャー1人乗り 【福祉車両(車椅子仕様)】車椅子2人乗り

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

泊村における施設敷地緊急事態でのバス順路等

- 泊村による全戸訪問調査の結果、PAZ内の住民のうち施設敷地緊急事態でバス集合場所からバスにより避難する者は合計8人。
- 泊村では、10箇所のバス集合場所を設置し、避難行動要支援者等は、あらかじめ指定されたバス集合場所に集合し避難を実施。



バス集合場所	バス必要台数
① 照岸・糸泊地区集会所	2人
② 泊地区集会所	0人
③ 泊村アイスセンター	0人
④ 白別地区集会所	0人
⑤ 泊村公民館	2人
⑥ 茅沼地区集会所	2人
⑦ 泊村総合福祉センター	0人
⑧ 泊中学校	0人
⑨ 渋井地区集会所	0人
⑩ 堀株地区集会所	2人
合 計:10箇所	8人
	1台

※ 数字は現段階で泊村が把握している暫定値

きょうわちょう 共和町において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

- 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約240人について、バス9台、福祉車両2台（車椅子仕様）。

想定対象 人数	必要車両台数※1			備 考
	バス※2	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
学校・保育所・幼稚園 の児童等の避難	176人 (児童等144人+ 教職員等32人) (3箇所)	6台 (40人乗)	0台	0台 【資料P28】
在宅の避難行動要支 援者等の避難	58人 (要支援者29人+ 支援者29人)	3台 (40人乗2台) (30人乗1台) (要支援者29人+ 支援者29人)	0台	0台 【資料P31】
在宅の避難行動要支 援者のうち、避難の実 施により健康リスクが高 まる者等を放射線防護 対策施設に輸送※3	4人 (要支援者2人+ 支援者2人)	0台	0台	2台 (1人乗) (要支援者2人+ 支援者2人) 放射線防護対策施設に輸送 【資料P31】
合 計	238人	9台	0台	2台

※1 数字は現段階で共和町が把握している暫定値

※2 バスは2種類の乗車人数(30人乗り及び40人乗り)により想定

※3 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、輸送等の避難準備が整うまで放射線防護対策施設内に屋内退避

きょうわちょう 共和町における施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

きょうわちょう

- 施設敷地緊急事態発生時には、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難等のために、共和町が配備する車両のほか、北海道の要請に基づき、北海道バス協会が調整・確保する車両により、必要車両台数を確保。
- 北海道及び北海道バス協会は、「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」に基づき住民避難用バスを確保。

	確保車両台数			備 考
	バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数	9台	0台	2台	
(B) 確保車両台数	計9台以上	計1台以上	計2台以上	
確保先	きょうわちょう 共和町	9台	2台	4台
	北海道バス協会	1台以上	—	—

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

各種車両の1台あたりの乗車人数
 【バス】30人乗り(1台)、40人乗り(8台)
 【福祉車両(ストレッチャー仕様)】ストレッチャー1人乗り
 【福祉車両(車椅子仕様)】車椅子1人乗り

PAZ・UPZ町村が所在する後志地域のバス会社が
 しりべし
 保有する車両総数1,178台

きょうわちょう 共和町における施設敷地緊急事態でのバス順路等

- きょうわちょう
共和町におけるPAZ内の住民のうち施設敷地緊急事態でバス集合場所からバスにより避難する者は
合計58人。
- きょうわちょう
共和町では、**7箇所**のバス集合場所を設置し、避難行動要支援者等は、あらかじめ指定されたバス集合場所に集合し避難を実施。



バス集合場所	バス必要台数
① 北電体育馆	8人 1台
② 北辰小学校	
③ ビャムナイ会館	4人 1台
④ 宮丘地区寿の家	
⑤ 発足コミュニティセンター	12人 1台
⑦ 発足克雪管理センター	
⑥ はまなす幼稚センター	10人
⑦ 発足克雪管理センター	10人
合 計:7箇所	58人 3台

※ 数字は現段階で共和町が把握している暫定値

避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者に係る対応等

- 避難の実施により健康リスクが高まる者については、輸送等の避難準備が整うままで放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護対策施設(5施設)へ屋内退避を実施。
- これら5施設では、施設入所者とPAZ内の在宅の避難行動要支援者等を**最大717人**収容可能。
- また、これら5施設では、屋内退避者のための3日分の食料及び生活物資等を備蓄。
- さらに、屋内退避が3日を超える事態となった場合は、北海道電力が4日分の食料等を供給。
- 万が一、放射線防護対策施設が損傷し、屋内退避ができなくなった場合は、町村内の他の放射線防護対策施設のほか、北海道の調整により近隣町村の避難所等に避難し、屋内退避を継続。



暴風雪や大雪時における対応

- 暴風雪や大雪時(原則として暴風雪警報または暴風雪特別警報もしくは大雪警報の発表時)における避難行動では、車の立往生や交通事故等の二次災害を回避する必要があるため、天候が回復するまで屋内退避を優先し、天候回復後の速やかな避難に備えた準備を実施。

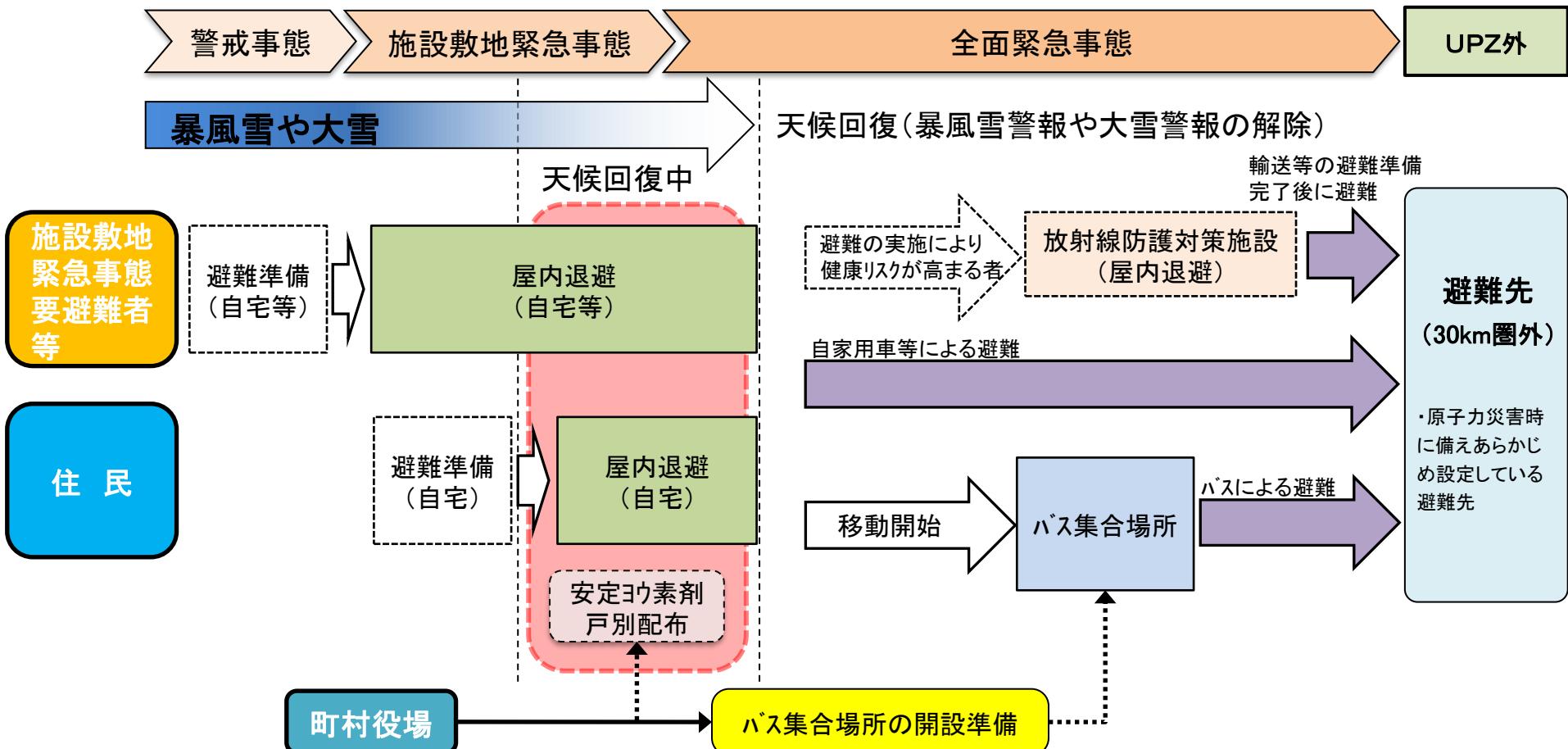
＜各緊急事態の区分における暴風雪や大雪時の対応策＞

緊急事態の区分	対象住民の区分	対応策
警戒事態	PAZ内施設敷地 緊急事態要避難者等	・避難準備を実施
施設敷地緊急事態	PAZ内施設敷地 緊急事態要避難者等	・避難準備を実施し、屋内退避を優先
	PAZ内住民	・避難準備を実施
全面緊急事態	UPZ内住民	・屋内退避を準備
	PAZ内施設敷地 緊急事態要避難者等	・避難準備を実施し、屋内退避を優先 ・指示に基づく、安定ヨウ素剤の服用
	PAZ内住民	・避難準備を実施し、屋内退避を優先 ・指示に基づく、安定ヨウ素剤の服用
	UPZ内住民	・屋内退避を実施

暴風雪や大雪時におけるPAZ内の防護措置

- 自然災害との複合災害時において、自然災害による差し迫った危険がある場合は住民の生命の安全確保を優先して対応。
- PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者等及び一般住民は、天候が回復するまで屋内退避を優先し、天候回復後は道路状況、プラントの状況等を確認後、避難を実施。なお、避難の実施により健康リスクが高まる者は、輸送等の避難準備が整うまで近傍の放射線防護対策施設へ屋内退避を実施。

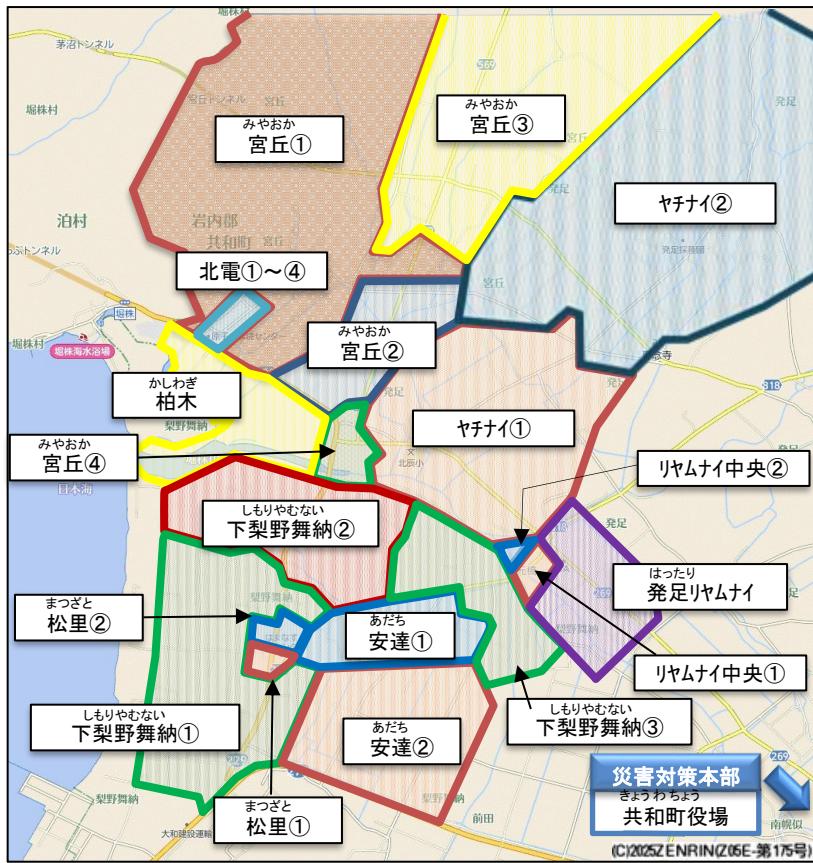
＜全面緊急事態で天候が回復した場合の例＞



PAZ内における暴風雪や大雪時の安定ヨウ素剤の配布体制

- 避難の際に安定ヨウ素剤の緊急配布を行う共和町では、暴風雪や大雪のため避難行動の開始が遅れるような事態となった場合には、施設敷地緊急事態等の早い段階で、PAZ内において、町職員等42人が2人1組となり、安定ヨウ素剤の戸別配布を実施し、住民の服用体制を確保。
- 暴風雪や大雪時に全面緊急事態に至った場合、住民は町村の指示に従い安定ヨウ素剤を服用。

〈共和町における緊急配布のエリア分け〉



緊急配布地区	配布対象世帯及び人数	緊急配布地区	配布対象世帯及び人数
みやおか 宮丘地区①	13世帯27人	はったり 発足リヤムナイ地区	24世帯57人
みやおかげ 宮丘地区②	26世帯61人	しもりやむない 下梨野舞納 地区①	15世帯26人
みやおかげ 宮丘地区③	15世帯40人	しもりやむない 下梨野舞納 地区②	20世帯46人
みやおかげ 宮丘地区④	14世帯22人	しもりやむない 下梨野舞納 地区③	17世帯48人
かしわぎ 柏木地区	29世帯45人	あだち 安達地区①	19世帯51人
ヤチナイ地区①	25世帯60人	あだち 安達地区②	16世帯39人
ヤチナイ地区②	25世帯79人	まつざと 松里地区①	24世帯47人
リヤムナイ中央地区 ①	25世帯54人	まつざと 松里地区②	22世帯37人
リヤムナイ中央地区 ②	15世帯20人	北電社宅地区 ①～④	149世帯244人

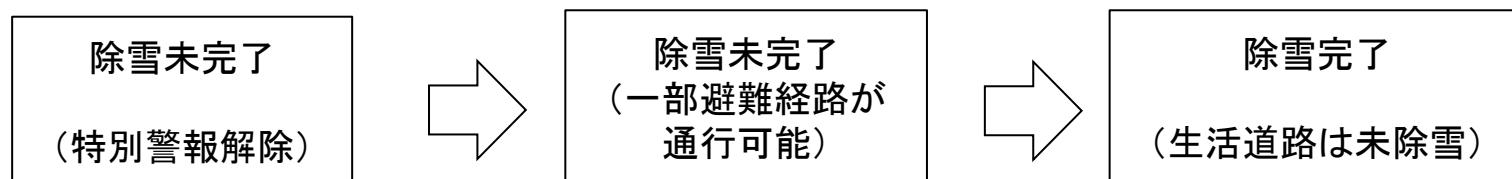
※ 数字は現段階で共和町が把握している暫定値

- 緊急配布では、必要に応じて町村職員が衛星携帯電話等により、保健所等の医師に確認を実施。
- 泊村においても事前配布を受けていないPAZ内の住民に対し、村職員20人が2人1組となり戸別配布を実施。
- 安定ヨウ素剤の服用は従たる防護措置であり、状況によっては屋内退避又は避難を優先する必要がある。

積雪量が多く直ちに避難が困難な場合の対応（PAZ）（新規）

暴風雪や大雪などの特別警報等が解除され、天候が回復した場合であっても、避難経路の除雪が完了し、安全に避難できる環境となるまでは屋内退避を継続する。※1

- 基本避難経路の除雪が未完了の段階であっても、その他避難経路が活用できる場合は、その他避難経路を活用する。
- 主要な幹線道路の除雪が完了し、避難が可能となった時点で住民避難を開始する。なお、生活道路の除雪が完了しなければ避難が出来ない場合において、道路管理者や民間事業者による除雪が困難になった場合には、実動組織により除雪及び避難の支援（P23参照）を行うが、除雪が完了していない間には、無理な自家用車避難による立ち往生などを回避するため、当該住民はバス等により避難を行うこととする。※2
- 社会福祉施設等の入居者についても、避難経路の除雪が完了した段階で避難を開始することとする。在宅の要支援者について、支援者の介助等によつても避難が困難な場合は、実動組織（消防、自衛隊等）の支援により避難を行う。



・屋内退避を継続

・基本避難経路に加え、
その他避難経路を活用

・無理な自家用車避難の回避、バス
避難への変更
・在宅の要支援者で避難が困難な
場合は、実動組織に支援を依頼

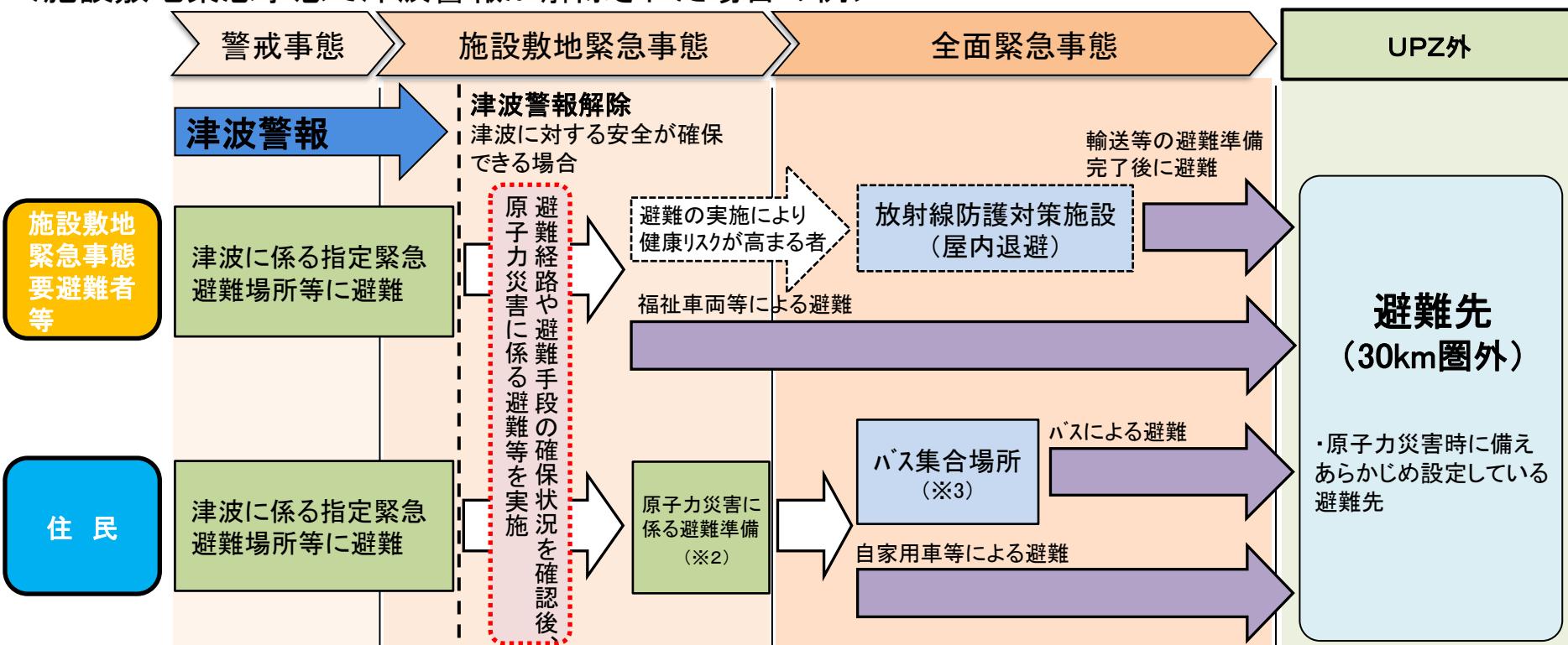
※1 立ち往生などにより除雪活動が妨げられることがないよう、豪雪時の対応について必要な広報を行う。

※2 一時集合場所及び、社会福祉施設から幹線道路までの経路について優先的に除雪するなど、バスや福祉車両による避難が可能となるよう留意する。

津波との複合災害時におけるPAZ内の防護措置

- ▶ 津波との複合災害時(津波警報または大津波警報の発表時)における避難行動では、住民の生命の安全確保を優先し、津波による人命へのリスクを回避するため、津波に係る指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難を実施。
- ▶ その後、施設敷地緊急事態や全面緊急事態に至った場合であっても、津波に係る避難指示が発令されている場合には、原子力災害に対する避難行動よりも津波に対する避難行動を優先。
- ▶ 津波警報解除等津波に対する安全が確保できる場合(※1)は、避難経路、避難手段、プラントの状況等を確認し、原子力災害時に備えあらかじめ設定している避難先へ避難を実施。なお、避難の実施により健康リスクが高まる者は、輸送等の避難準備が整うまで近傍の放射線防護対策施設へ屋内退避を実施。

＜施設敷地緊急事態で津波警報が解除された場合の例＞



※1 津波警報等の発表中であっても、津波の影響を受けずに避難等の実施が可能であれば、原子力災害に係る避難等を実施。

※2 自宅が津波による被害を受けていない住民は、自宅にて原子力災害に係る避難準備を実施し、他の住民は津波に係る指定緊急避難場所等で原子力災害に係る避難準備を実施。

※3 バス集合場所は、津波に係る指定緊急避難場所等にもなっている場合がある。

PAZ内における津波との複合災害時の対応

- 泊村(PAZ内)における原子力災害に係るバス集合場所10箇所のうち7箇所(①照岸・糸泊地区集会所、③泊村アイスセンター、⑤泊村公民館、⑥茅沼地区集会所、⑦泊村総合福祉センター、⑧泊中学校、⑩堀株地区集会所)は津波に係る指定緊急避難場所等であり、津波との複合災害時も利用可能。残りの3箇所(②泊地区集会所、④臼別地区集会所、⑨渋井地区集会所)の周辺住民はそれぞれの津波避難に係る指定緊急避難場所に避難とともに、当該津波に係る避難場所をバス集合場所としても利用。その際、上記の周辺住民を受け入れても十分に収容可能※1。
- 共和町(PAZ内)における原子力災害に係るバス集合場所7箇所は、すべて津波に係る指定緊急避難場所となっており、津波との複合災害時も利用可能。

泊村(PAZ内)の津波に係る指定緊急避難場所等及び原子力災害に係るバス集合場所



津波に係る指定緊急避難場所等※2 (海拔、収容可能人数)

① 照岸・糸泊地区集会所(25.2m、143人)
③ 泊村アイスセンター(27.5m、592人) ・原子力災害時のバス集合場所となっている②泊地区集会所(海拔5.6m)の周辺住民は泊村アイスセンターへ避難
⑤ 泊村公民館(25.3m、511人) ・原子力災害時のバス集合場所となっている④臼別地区集会所(海拔5.2m)の周辺住民は泊村公民館へ避難
⑥ 茅沼地区集会所(9.8m、221人)
⑦ 泊村総合福祉センター(20.2m、620人)
⑧ 泊中学校(27.7m、1,900人) ・原子力災害時のバス集合場所となっている⑨渋井地区集会所(海拔4.7m)の周辺住民は泊中学校へ避難
⑨ 渋井地区集会所(26.6m、187人)
⑩ 堀株地区集会所(7.3m、172人)
⑪ 教員住宅裏(一時避難場所)(20.4m)

合計:10箇所(4,599人)

原子力災害に係る バス集合場所

① 照岸・糸泊地区集会所
③ 泊村アイスセンター
⑤ 泊村公民館
⑥ 茅沼地区集会所
⑦ 泊村総合福祉センター
⑧ 泊中学校
⑩ 堀株地区集会所

合計:7箇所

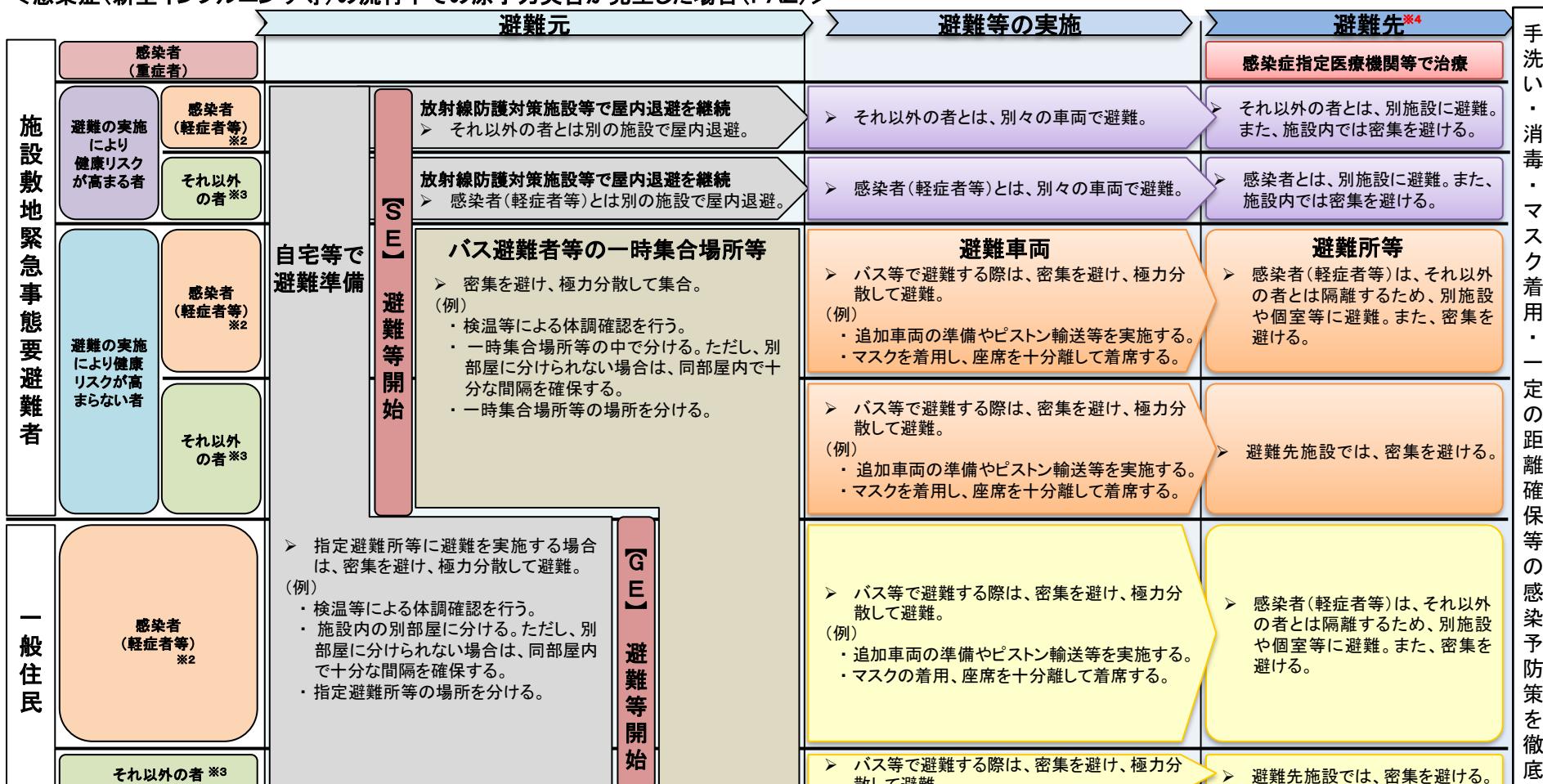
※1 各施設は放射線防護施設又はコンクリート施設となっている。

※2 津波警報等発表時、住民等は、近隣の津波に係る指定緊急避難場所等へ速やかに避難。

感染症※1の流行下でのPAZ内の防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、PAZ内の住民が避難を行う場合には、その過程(避難車両等)又は避難先(一時滞在場所等)などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や一時滞在場所等の確保状況など、その時々の状況に応じて、車両や一時滞在場所等を分ける、又は同じ車両や一時滞在場所等内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

<感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(PAZ)>



※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。

※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。また、既にUPZ外のホテル等において、療養等している場合あり。

※3 濃厚接触者・発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。

※4 避難先施設で密集が発生するおそれのある場合は、他の避難先(ホテル・旅館等)に「それ以外の者」の受け入れについて協力を依頼する。

手洗い・消毒・マスク着用・一定の距離確保等の感染予防策を徹底

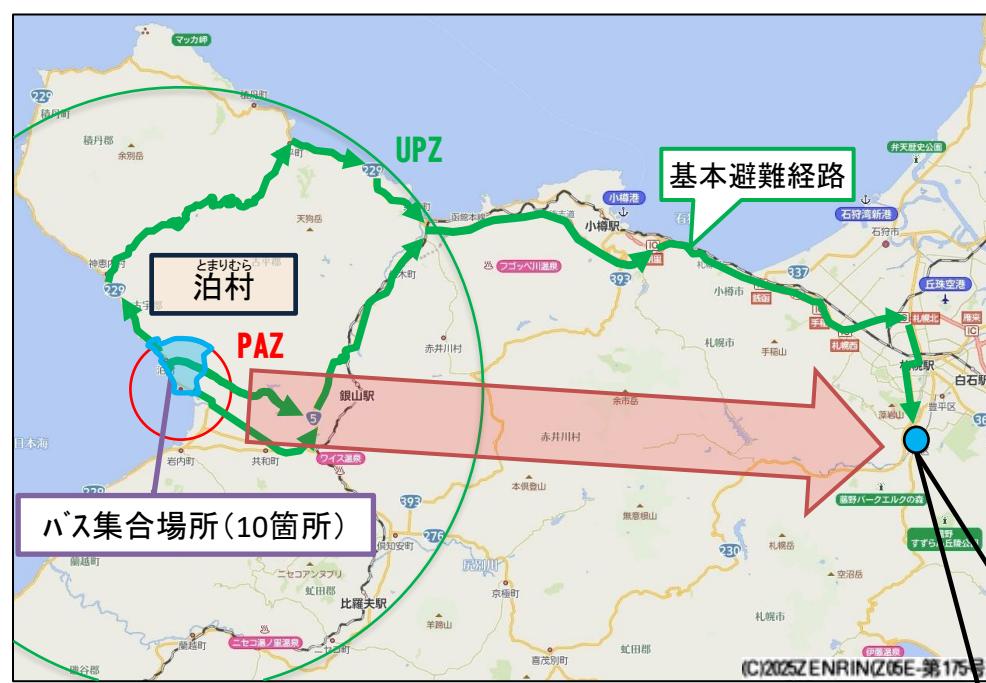
5. PAZ内の全面緊急事態 における対応

＜対応のポイント＞

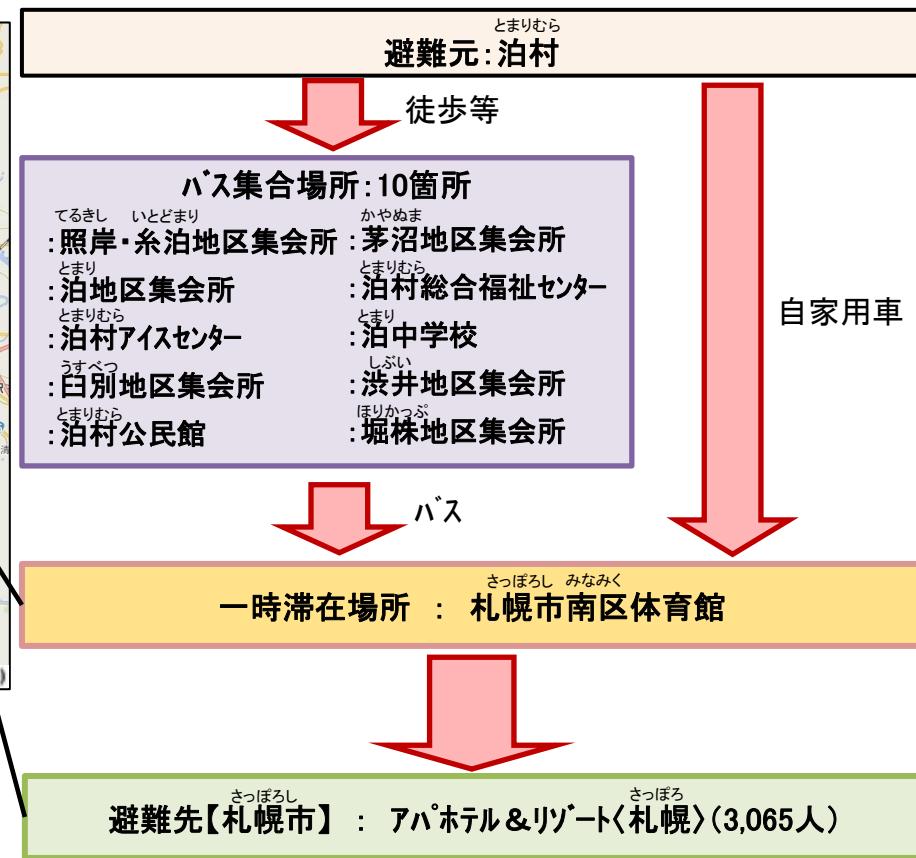
1. バス避難に必要となる輸送能力を確保し、避難を開始すること。
2. 避難先の受入れ体制を整えること。
3. 安定ヨウ素剤の服用等を指示し、避難を開始すること。

泊村におけるPAZ内の住民の避難先及び避難住民数

- 泊村におけるPAZ内の住民については、自家用車で避難する住民は、自家用車により札幌市の一時滞在場所(札幌市南区体育館)を経由し、避難先(アパホテル＆リゾート^{さっぽろ}(札幌))に避難。
- バスにより避難する住民は、徒歩等で各バス集合場所に集合し、バスで一時滞在場所を経由し、避難先に避難。



PAZ内 地域	避難 対象者	バス避難者数	自家用車 避難者数
泊村	869人	362人	507人



()は収容可能人数

※1 避難先については、啓発資料を全戸配布とともに、訓練を通じて住民に周知

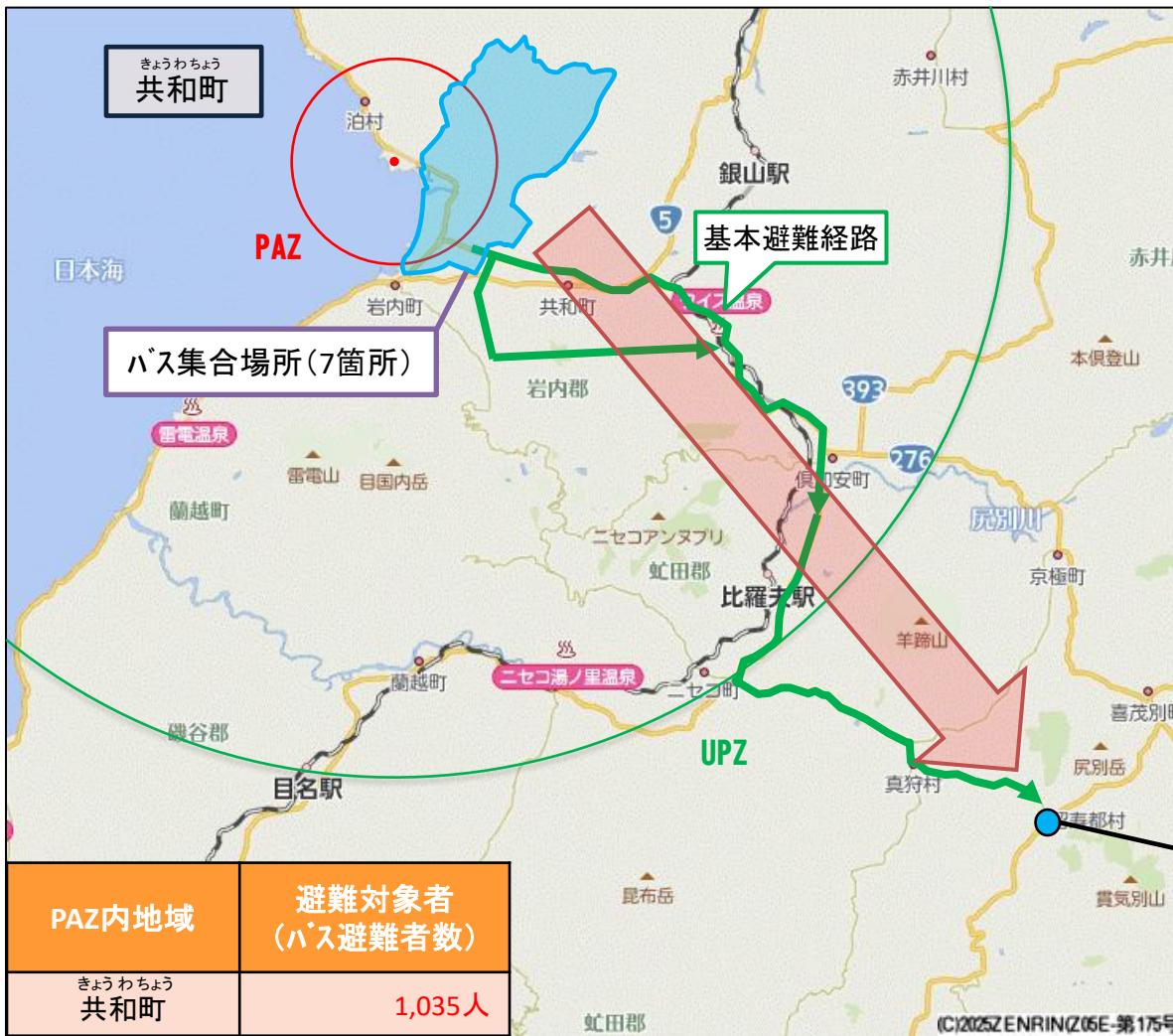
※2 避難対象者数は、PAZ内住民の合計数から施設敷地緊急事態で避難する住民等を引いた数字

きょうわちょう 共和町におけるPAZ内の住民の避難先及び避難住民数

きょうわちょう

- 共和町におけるPAZ内の住民については、徒歩等で各バス集合場所に集合し、バスにより留寿都村の避難先(ルスツリゾート)に避難。

るすつむら



きょうわちょう
避難元:共和町

徒歩等

バス集合場所:7箇所

みやおか
:北電体育館
:北辰小学校
:発足克雪管理センター
:ビシャムナイ会館

はつたり
:宮丘地区寿の家
:発足コミュニティセンター
:はまなす幼稚センター

バス

避難先(兼一時滞在場所)【留寿都村】
:ルスツリゾート(3,128人)

()は収容可能人数

※1 避難先については、啓発資料を全戸配布とともに、訓練を通じて住民に周知

※2 避難対象者数は、PAZ内住民の合計数から施設敷地緊急事態で避難する住民等を引いた数字

泊村において全面緊急事態で必要となる輸送能力及びその確保

- 泊村において全面緊急事態で必要となる輸送能力は、約360人分：バス16台であり、北海道は「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」に基づき、北海道バス協会に住民避難用バスを要請。
- 北海道バス協会は、同要領に基づく北海道からの要請を踏まえ、住民避難用バスを調整・確保するとともに、更に余裕を持った台数を確保。

となりむら

＜泊村において全面緊急事態で必要となる輸送能力＞

	想定対象人数※	必要車両台数	備考
バスにより避難する住民	362人	16台	バス集合場所にて乗車 1台あたり40人の乗車を想定 【資料P52】

となりむら

※ 数字は現段階で泊村が把握している暫定値

となりむら

＜泊村における全面緊急事態での輸送能力の確保＞

確保先	北海道バス協会	確保車両台数	PAZ・UPZ町村が所在する後志地域のバス会社が保有する車両総数1,178台
		バス	
(A) 必要車両台数		16台	
(B) 確保車両台数		計16台以上	

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施

きょうわちょう 共和町において全面緊急事態で必要となる輸送能力及びその確保

- きょうわちょう
- 共和町において全面緊急事態で必要となる輸送能力は、**1,035人分:バス30台**であり、北海道は「原
子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」に基づき、北海道バス協会に住民避難用バスを
要請。
 - 北海道バス協会は、同要領に基づく北海道からの要請を踏まえ、住民避難用バスを調整・確保すると
ともに、更に余裕を持った台数を確保。

きょうわちょう <共和町において全面緊急事態で必要となる輸送能力>

	想定対象人数※	必要車両台数	備考
バスにより避難する住民	1,035人	30台	バス集合場所にて乗車 1台あたり40人の乗車を想定 【資料P53】

きょうわちょう
※ 数字は現段階で共和町が把握している暫定値

きょうわちょう <共和町における全面緊急事態での輸送能力の確保>

	確保車両台数	備考
	バス	
(A) 必要車両台数	30台	
(B) 確保車両台数	計30台以上	
確保先	北海道バス協会	PAZ・UPZ町村が所在する後志 地域のバス会社が保有する車両 総数1,178台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

泊村におけるバス避難の住民の数

- 泊村による全戸訪問調査の結果、PAZ内のバスにより避難する住民は合計約360人。
- 泊村では、10箇所のバス集合場所を設置し、バスにより避難する住民は、あらかじめ指定されたバス集合場所に集合。



バス集合場所	バス必要台数
① 照岸・糸泊地区集会所	89人 3台
② 泊地区集会所	28人 1台
③ 泊村アイスセンター	10人 1台
④ 白別地区集会所	26人 1台
⑤ 泊村公民館	40人 2台
⑥ 茅沼地区集会所	45人 2台
⑦ 泊村総合福祉センター	43人 2台
⑧ 泊中学校	31人 1台
⑨ 渋井地区集会所	5人 1台
⑩ 堀株地区集会所	45人 2台
合計: 10箇所	362人 16台

※ 数字は現段階で泊村が把握している暫定値

きょうわちょう 共和町におけるバス避難の住民の数

- きょうわちょう
➤ 共和町におけるPAZ内のバス避難の住民数は合計約**1,040人**。
- きょうわちょう
➤ 共和町では、7箇所のバス集合場所を設置し、住民は、あらかじめ指定されたバス集合場所に集合。

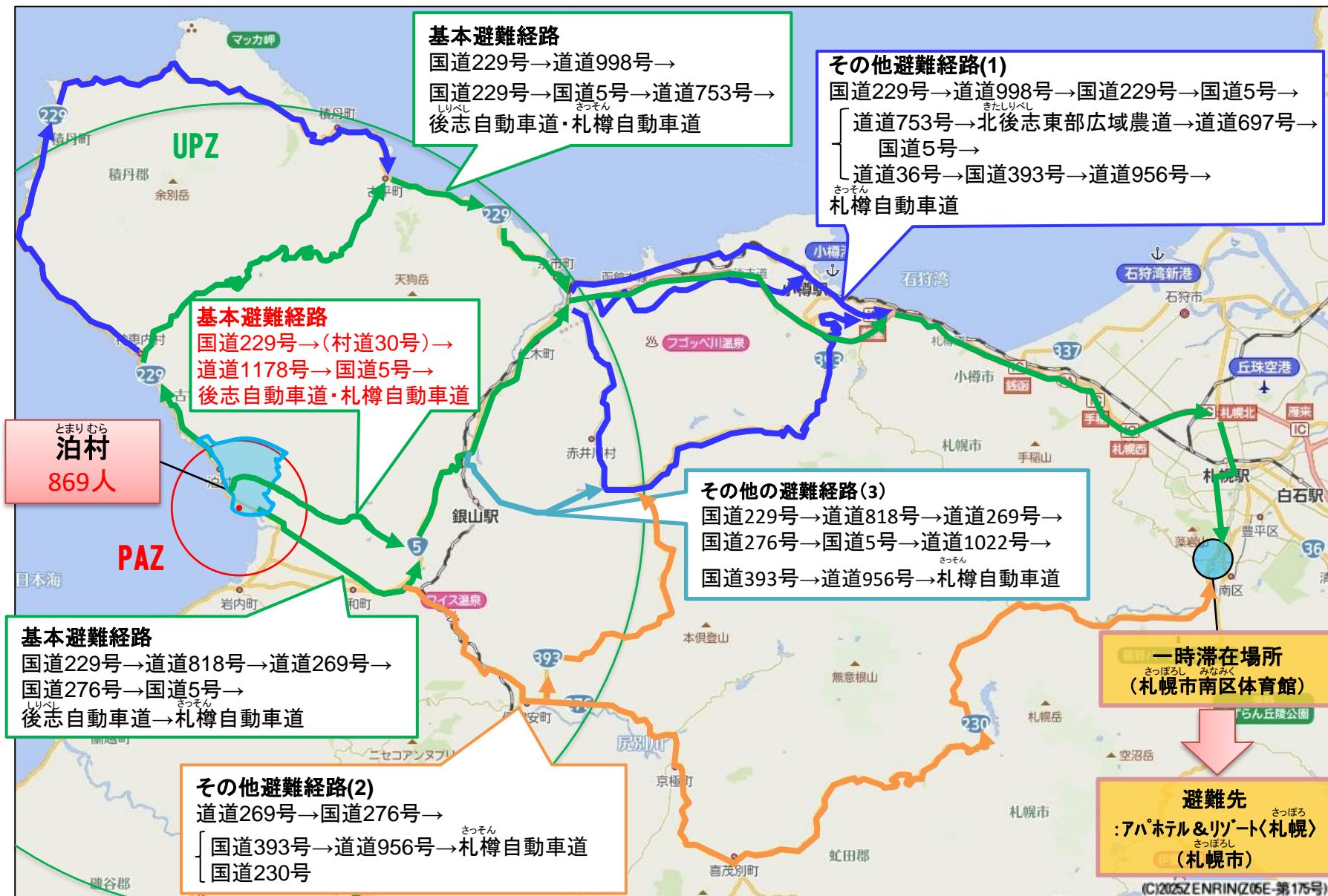


バス集合場所	バス必要台数
① 北電体育馆	443人 12台
② 北辰小学校	15人 1台
③ ビシャムナイ会館	49人 2台
④ 宮丘地区寿の家	52人 2台
⑤ 発足コミュニティセンター	118人 3台
⑥ はまなす幼稚センター	255人 7台
⑦ 発足克雪管理センター	103人 3台
合 計: 7箇所	1,035人 30台

きょうわちょう
※ 数字は現段階で共和町が把握している暫定値

泊村におけるPAZ内から一時滞在場所までの主な経路

- 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。
- 避難経路が道路寸断等で通行できない場合、道路の通行状況を把握し、安全な通行が可能な経路を住民等に周知。



きょうわちょう 共和町におけるPAZ内から避難先までの主な経路

- 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。
- 避難経路が道路寸断等で通行できない場合、道路の通行状況を把握し、安全な通行が可能な経路を住民等に周知。



避難を円滑に行うための対応策①

- PAZ及びUPZ内の住民の車両による避難を円滑に行うため、ヘリからの映像伝送により道路渋滞を把握し、北海道、関係町村及び北海道警察による避難車両の誘導や、主要交差点等における交通整理・誘導・規制、「交通情報板」等を活用した広報等の交通対策を行う。

泊地域における交通対策

➤ 交通誘導対策

主要交差点等における北海道・町村職員や北海道警察職員等の交通整理により、円滑な避難誘導を実施

➤ 交通広報対策

道路管理者が管理する「道路情報板」及び北海道警察が管理する「交通情報板」を活用した広報

日本道路交通情報センター(JARTIC)が行うラジオ放送、交通情報提供システム(AMIS)を利用したカーナビへの情報提供による広報 等

➤ 交通規制対策

混雑発生交差点における信号機操作、混雑エリアでの交通整理・誘導・規制等による円滑な交通流の確保

信号機の滅灯等動作不能の事態が発生した場合は、自家発電機等による応急復旧、警察官等による現場交通規制により対応

【凡例】

- : 自家発電機能付信号機
- : 交通整理地点
- : 交通規制地点
- : 交通情報板
- : 道路情報板

きょうわちょう
共和町避難先(兼一時滞在場所)
(レスツリゾート)

泊村一時滞在場所
(札幌市南区体育馆)

UPZ

PAZ

室蘭港

太平洋

(C)2025ZENRIN(Z05E-第175号)

【自家発電機能付信号機】



避難経路に21箇所設置

【交通情報板】



避難経路に38箇所

【道路情報板】



避難経路等に99箇所設置

【ヘリによる映像伝送】



道路渋滞状況を把握し、避難誘導・交通規制

避難を円滑に行うための対応策②

- 泊村では自家用車避難を円滑に行うため、対象となる住民に「避難車両シール」を配布。
- 泊村及び共和町では、速やかにバス集合場所を開設できるようにあらかじめバス集合場所内のレイアウト図等を作成。また、住民の避難誘導を円滑に行うため、バス集合場所の開設時にレイアウト図等を掲示。さらに、町村職員によるバス集合場所等での住民の受付等を円滑に行うため、各地区の町内会長等と連携し地区毎に住民の避難状況等を取りまとめるなど、地域コミュニティを活用した避難誘導を実施。
- 北海道、泊村及び共和町では、発電所で緊急事態が発生した場合における住民が取るべき行動、避難時における住民相互の声かけの実施、避難先等の情報を掲載した「北海道原子力防災カレンダー」、「原子力防災のしおり」、研修用映像等の啓発資料を作成し、町村内の全戸に配布するなど、避難を円滑に行うための普及啓発を継続的に実施。



避難車両シール

緊急時において、役場から、避難などの指示があった場合は？

◆自家用車で避難する場合は、役場が指示する避難ルートを通してください。
◆バスで避難する場合は、次の場所へ集合してください。

地 域	集 合 場 所	地 域	集 合 場 所
泊	泊地区集会所 b. 010-75-2717	泊【1地域】	泊アイスセンター b. 010-55-2878
泊井	泊井地区集会所 b. 010-75-2735	泊【2地域】	泊地区集会所 b. 010-75-4150

◆緊急時にみなさんが取るべき行動◆

◆事故の発生などのお知らせが来たら…
一町内会長や北緯36度線に面した場所へ集合して下さい。

もしもの場合に備えて、日常生活で準備できること…

◆屋内避難の指針が出来ましたら…
一町内会長や北緯36度線に面した場所へ集合して下さい。

万が一の緊急時にはこのカレンダーの裏面ページをご覧ください。

北海道原子力防災カレンダー 2025

北海道原子力防災カレンダー2025前田昌美
「最高優秀賞」「静かな海辺に輝きを」 岩内第一中学校 2年 堀 莉生さんの作品



バス集合場所内のレイアウト図

北海道原子力防災カレンダー
〔住民が取るべき行動や
バス集合場所などを記載〕

バス等駆けの集合場所

RMATION

原子力防災のしおり

ご当地の防災くわんぱく

効率化実験
保存版

TEL 75-2021

見やすいところに貼えてください

原子力防災のしおり
(バス集合場所の地図等を記載)